

# EU 消費者法

## —契約法に関する消費者保護指令を巡って(5)—

角 田 光 隆

### 目次

1. 序言
2. 欧州条約と消費者保護
  2. 1 欧州共同体条約
  2. 2 欧州連合条約及び欧州連合機能条約
3. 消費者保護に関する共同体法の系譜
  3. 1 消費者政策と欧州条約
  3. 2 消費者政策と個別の決議, 計画, 戦略
  3. 3 消費者保護に関する規則, 指令, 決定
4. 消費者保護指令と構成国法
  4. 1 営業所以外で交渉された消費者契約
  4. 2 パック旅行, パック休暇, パックツアーに関する契約
  4. 3 消費者契約における不公正約款
  4. 4 遠隔地契約 (以上, 第14号)
  4. 5 消費財の売買及び保証契約
  4. 6 消費者保護指令の改正状況とその他の指令
    4. 6. 1 消費者保護指令の改正状況
      4. 6. 1. 1 営業所以外で交渉された消費者契約
      4. 6. 1. 2 パック旅行, パック休暇, パックツアーに関する契約
      4. 6. 1. 3 消費者契約における不公正約款
      4. 6. 1. 4 遠隔地契約

## EU 消費者法

- 4. 6. 1. 5 消費財の売買及び保証契約（以上，第15号）
- 4. 6. 1. 6 消費者金融サービスの遠隔販売
- 4. 6. 1. 7 消費者信用契約
- 4. 6. 1. 8 タイムシェアリング・長期休暇商品・再販買・交換契約
- 4. 6. 1. 9 消費者の権利に関する指令案—消費者共同体法の再検討
  - 4. 6. 1. 9. 1 消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパー
  - 4. 6. 1. 9. 2 消費者共同体法の再検討に関するグリーン・ペーパーについての公開協議の結果報告書
  - 4. 6. 1. 9. 3 消費者共同体法の再検討に関する影響評価のための予備作業
  - 4. 6. 1. 9. 4 消費者共同体法の再検討のための会議
  - 4. 6. 1. 9. 5 消費者法の比較分析と勧告
  - 4. 6. 1. 9. 6 消費者の権利に関する指令案
  - 4. 6. 1. 9. 7 消費者の権利に関する指令案の影響評価書
  - 4. 6. 1. 9. 8 消費者の権利に関する指令案と構成国の消費者法
  - 4. 6. 1. 9. 9 消費者の権利に関する指令案と構成国の一般契約法及び他の指令（以上，第16号）
  - 4. 6. 1. 9. 10 消費者の権利に関する指令案と売買法
- 4. 6. 2 その他の指令
  - 4. 6. 2. 1 概観
    - 4. 6. 2. 1. 1 消費者への情報提供
    - 4. 6. 2. 1. 2 消費者の生命及び健康の保全
    - 4. 6. 2. 1. 3 製造物一般の安全性
    - 4. 6. 2. 1. 4 個別的な製造物の安全性

- 4. 6. 2. 1. 5 サービスの安全性
- 4. 6. 2. 1. 6 消費者契約
- 4. 6. 2. 1. 7 航空運送
- 4. 6. 2. 1. 8 鉄道運送
- 4. 6. 2. 1. 9 道路運送
- 4. 6. 2. 1. 10 水上輸送
- 4. 6. 2. 1. 11 電子通信・インターネット・データ保護・  
電子商取引・支払システム
- 4. 6. 2. 1. 12 金融サービス
- 4. 6. 2. 1. 13 価格の指示
- 4. 6. 2. 1. 14 公共利益サービス（以上、第17号）
- 4. 6. 2. 1. 15 差別の禁止
- 4. 6. 2. 1. 16 商品のラベルと包装
- 4. 6. 2. 1. 17 競争秩序
- 4. 6. 2. 2 期間等に関する規則
- 4. 6. 2. 3 取引慣行と広告に関する指令
- 4. 6. 2. 3. 1 域内市場における事業者と消費者間の不公正  
な取引慣行に関する2005年の指令
- 4. 6. 2. 3. 2 域内市場における事業者と消費者間の不公正  
な取引慣行に関する2005年の指令と他の指令等  
との関係（以上、本号）
- 4. 6. 2. 3. 3 域内市場における事業者と消費者間の不公正  
な取引慣行に関する構成国法
- 4. 6. 2. 3. 4 誤解を与える比較広告に関する2006年の指令
- 4. 6. 2. 3. 5 誤解を与える比較広告に関する2006年の指令  
と他の指令等との関係
- 4. 6. 2. 3. 6 消費者に提供される商品の価格の指示におけ  
る消費者保護に関する1998年の指令

- 4. 6. 2. 3. 7 消費者に提供される商品の価格の指示における消費者保護に関する1998年の指令と他の指令等との関係
- 4. 6. 2. 4 製造物責任等に関する指令
- 4. 6. 2. 5 航空運送その他の輸送手段に関する指令
- 4. 6. 2. 6 電子商取引等に関する指令
- 4. 6. 2. 7 信用・支払・価格・保険等に関する指令
- 4. 6. 2. 8 公共サービス等に関する指令
- 4. 6. 2. 9 差別の禁止に関する指令
- 4. 6. 2. 10 商品のラベルと包装に関する指令
- 4. 6. 2. 11 競争に関する規則
- 4. 6. 2. 12 指令等の効力
- 4. 7 構成国法の構造
- 5. 消費者保護指令と欧州司法裁判所の判決
- 6. 共通の参照枠組み草案の系譜と内容
- 7. 共通の参照枠組み草案と消費者の権利に関する指令案
- 8. 消費者の権利の執行と救済方法
- 9. 共通の参照枠組みと消費者法の展望
- 10. 結語

4. 6. 2. 1. 15 差別の禁止

4. 6. 2. 1. 15. 1 基本権と平等

差別の禁止について、包括的な枠組みと個別的な施策に分けて論じておくことにする。まず、包括的な枠組みとして欧州連合の基本権の観点から差別の禁止についてアプローチする。<sup>(141)</sup>

---

(141) 欧州連合のホームページ

([http://europa.eu/legislation\\_summaries/human\\_rights/fundamental\\_rights\\_within\\_european\\_union/index\\_en.htm](http://europa.eu/legislation_summaries/human_rights/fundamental_rights_within_european_union/index_en.htm))

最初に挙げられているのが2009年にリスボン条約の発効に伴って拘束力を生じた基本権憲章である。基本権憲章は尊厳、自由、平等、連帯、市民の権利、裁判、一般規定から成っている。これらの内容は、欧州人権条約、欧州各国の憲法、労働者の基本的社会権に関する共同体憲章、欧州司法裁判所と欧州人権裁判所の判例などを斟酌して作成されたと理解されている。差別の禁止に直接的に関わる事項は、平等ということになるであろう。

拘束力の生じた基本権憲章の実施のための欧州委員会の文書が2010年に出された。当該文書は、「欧州連合による基本権憲章の効果的な実施のための戦略」と題するものである。これは、基本権の実質的な保障などを目的としている。

2007年に基本権のための欧州連合機関の設立に関する規則が制定された。当該規則に関連して、2008年の基本権のための欧州連合機関と欧州評議会の間の協力に関する合意と、2007年の基本権のための欧州連合機関の設立に関する規則の実施に関する決定で、2007年乃至2012年の基本権のための欧州連合機関に関する複数年の枠組みの採択に関する2008年の決定が挙げられている。

欧州連合の人権に関する年次報告書が2001年乃至2003年と2005年乃至2008年に出されている。2004年の年次報告書は欠いている。

行動計画が2000年から出されてきた。たとえば、子ども、若者、女性に対する暴力を撲滅するための予防措置に関する共同体の行動計画を採択する2000年の決定がある。当該行動計画は2000年乃至2003年の Daphne 計画を指している。Daphne 計画に関する欧州委員会の報告書が2002年に出された。

2004年には、子ども、若者、女性に対する暴力を予防し撲滅するためと危険に瀕している被害者及びグループを保護するための2004年乃至2008年の共同体の行動計画を採択する決定が出された。

2007年に、一般計画の基本権と裁判の一部として子ども、若者、女性に対する暴力を予防し撲滅するためと危険に瀕している被害者及びグループを保護するための特別な計画 (Daphne III計画) を2007年乃至2013年の間に設定

する決定が出された。

同じく、2007年に、一般計画の‘基本権と裁判’の一部として特別な計画の‘民事裁判’を2007年乃至2013年の間に設定する決定が出されたのである。

また、2007年に、一般計画の‘基本権と裁判’の枠組みにおける2007年乃至2013年の間の特別な計画の‘基本権と市民権’を設定する決定が出された。

2010年には、2010年乃至2014年の同伴者のいない未成年者に関する行動計画と題する欧州委員会の文書が出された。

同じく2010年に、市民に奉仕し市民を保護する開かれた安全なヨーロッパと題するストックホルム計画が採択された。これは、2010年乃至2014年の間に行なわれるべき裁判、自由、安全の分野の行動計画である。当該ストックホルム計画は、2005年に出された次の5か年間の10個の優先事項を定めたハグ計画に関する欧州委員会の文書などを参考としたものである。

当該行動計画に関連して、ストックホルム計画を実施する行動計画に関する欧州委員会の文書が2010年に出された。

差別の禁止に関する平等について個別的に採り上げるならば、2000年に、2001年乃至2006年に行なわれる差別を撲滅する共同体の行動計画を設定する決定と、人種的または民族的起源にかかわらず人と人との間の平等な取扱いに関する原則を実現する指令が出された。後者は、2006年に同名の指令の適用に関する欧州委員会の文書が出されている。

2004年には、拡大欧州連合における平等と無差別に関するグリーン・ペーパーが出された。

2005年に、すべての者にとっての無差別と平等の機会—枠組戦略と題する欧州委員会の文書が出された。当該文書と関連するものは、2004年の拡大欧州連合における平等と無差別に関するグリーン・ペーパー、正しい社会に向かってすべての者にとっての平等の機会の欧州年（2007年）を設定する2006年の決定、民族的少数者の社会統合と労働市場への完全な参加に関するハイレベルの諮問委員会を設立する2006年の決定、無差別と平等の機会に関する2008年の欧州委員会の文書があるとする。

2006年には、正しい社会に向かってすべての者にとっての平等の機会の欧州年（2007年）を設定する決定と、子どもの権利に関する欧州連合の戦略に向かってと題する欧州委員会の文書が出された。前者については、すべての者にとっての平等の機会の2007欧州年の実施、結果、全体評価に関する2009年の欧州委員会の文書が出されている。後者について、欧州連合の対外行動における子どものための特別な場所と題する2008年の欧州委員会の文書があるとする。

2008年に、無差別と平等の機会に関する欧州委員会の文書と、宗教、信念、能力障害、年齢、性別にかかわらず人と人との間の平等な取扱いに関する原則を実現する指令案が出されたのである。

平等に関する包括的な枠組みと個別的な決定等について詳しく後述することにする。

#### 4. 6. 2. 1. 15. 2 人種差別、排外主義、反ユダヤ主義

前述した基本権と平等と同様に、差別の禁止についての包括的な枠組みとして人種差別、排外主義、反ユダヤ主義を採り上げることができる。<sup>(142)</sup>

人種差別、排外主義、反ユダヤ主義に関する基本原則が出されたのは、1995年である。これは、人種差別、排外主義、反ユダヤ主義に関する欧州委員会の文書である。

続いて1996年に、人種差別と排外主義を撲滅する行動計画に関する欧州連合条約K. 3条に基づく共同行動が欧州理事会によって採択された。

1998年には、人種差別を禁止する行動計画に関する欧州委員会の文書が出された。2000年には、前述したように、人種的または民族的起源にかかわらず人と人との間の平等な取扱いに関する原則を実現する指令が出された。後者は、2006年に同名の指令の適用に関する欧州委員会の文書が出されてい

---

(142) 欧州連合のホームページ

([http://europa.eu/legislation\\_summaries/justice\\_freedom\\_security/combating\\_discrimination/index\\_en.htm](http://europa.eu/legislation_summaries/justice_freedom_security/combating_discrimination/index_en.htm))

る。

2001年に、人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容を禁止する世界会議への貢献と題する欧州委員会の文書が出された。当該文書に関するものは、人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容を禁止する世界会議に関する欧州理事会の結論と、人種主義、人種差別、排外主義および関連する不寛容を禁止する世界会議一宣言と行動計画であるとする。

2006年には、雇用と社会連帯のための共同体の計画を設定する決定が出された。当該計画は5個の目的を持っていて、この中に差別の撲滅と男女の平等を含んでいる。当該決定は、2010年に改正された。

2008年に、刑事法によって特定の形態と表現を持つ人種差別と排外主義を撲滅することに関する枠組決定が出された。

平等に関する個別的な決定等について詳しく後述することにする。

#### 4. 6. 2. 1. 15. 3 男女の平等

前述した基本権と平等や人種差別、排外主義、反ユダヤ主義という一般的な観点と異なり、個別的な施策として男女の平等を採り上げることにする<sup>(143)</sup>。

男女の平等に関する枠組みとして、1995年に、男女の間の新しいパートナーシップ、平等の分担と参加、第4回国際連合世界女性会議のための欧州共同体の優先事項と題する欧州委員会の文書が出された。

1996年に、男女の平等の機会をすべての共同体の政策及び行動に採り入れることに関する欧州委員会の文書が出されていた。当該文書の進捗状況報告書が1998年に出された。

2000年には、2001年乃至2005年の男女の平等に関する共同体の枠組戦略についての計画を設定する決定が出された。当該決定は2005年に改正された。

---

(143) 欧州連合のホームページ

([http://europa.eu/legislation\\_summaries/employment\\_and\\_social\\_policy/equality\\_between\\_men\\_and\\_women/index\\_en.htm](http://europa.eu/legislation_summaries/employment_and_social_policy/equality_between_men_and_women/index_en.htm))



当該決定に続いて2006年に、2006年乃至2010年の男女の間の平等のためのロードマップと題する欧州委員会の文書が出された。2008年に、当該文書の中間的な進捗状況報告書が欧州委員会から出された。

2007年には、開発協力における男女の平等および女性への権限付与と題する欧州委員会の文書が出された。

最も新しい欧州委員会の文書が2010年に出されている。当該文書は、男女の間の平等に対する固い約束—女性憲章と題するものである。

男女の平等に関する財政的な援助として、2000年に労働市場との関連で差別および不平等を撲滅する新たな手段を促進する国家を超えた協力に関する共同体のイニシアチブ EQUAL のためのガイドラインを設ける欧州委員会の文書が出された。

次いで2002年に、2000年乃至2006年の構造基金計画文書における男女間のメインストーリーミングの実施に関する欧州委員会の文書が出された。

2004年には、男女間の平等の分野における欧州レベルで活動する団体を促進する共同体の行動計画を設定する決定が出された。

さらに2006年に、雇用および社会連帯のための共同体の計画—発展を設定する決定が出された。当該決定は差別の撲滅や男女の平等を含んでいるとする。当該決定は2010年に改正された。当該決定に関連するものは、雇用のための責任の分担に関する2009年の欧州委員会の文書と、雇用と社会参加のための欧州の発展に資する小規模な金融機関を設立する2010年の決定があるとする。

2010年には、前述した雇用と社会参加のための欧州の発展に資する小規模な金融機関を設立する2010年の決定が出された。

男女の平等に関する施策の実施状況を把握し検証するために報告書の存在が大きい。このために、2000年から2002年を対象とする男女の平等の機会に関する報告書が出された。2003年は該当する文書がなく、2004年から2009年までを対象とする男女間の平等に関する報告書が出された。

男女の平等を確立するための実施機関が必要である。これに関連する決定

や規則が制定されてきた。

たとえば、委員会及び委員会によって設立された専門家グループにおける性別のバランスに関する2000年の決定がある。当該決定に関連するものとして、2000年に、男女の平等に関する共同体の枠組戦略に向かってと題する欧州委員会の文書、委員会及び委員会によって設立された専門家グループにおける性別のバランスに関する2000年の決定に関する欧州委員会の文書、男女の平等に関する共同体の枠組戦略についての計画を設定する決定が挙げられている。

2006年に、男女の平等を目的とした欧州機関の設立に関する規則が制定された。次いで2008年に、男女の平等の機会に関する諮問委員会の設立に関する決定が出された。

男女の平等に関する原則について、1997年に性に基づく差別の事例における証明責任に関する指令が出された。当該指令は1998年に改正された。

2004年には、物とサービスへのアクセス及び物とサービスの提供における男女の間の平等の取扱いに関する原則の実施についての指令が出された。当該指令に関連するものとして、男女の平等に関する共同体の枠組戦略に向かってと題する2000年の欧州委員会の文書と、社会政策アジェンダと題する2000年の欧州委員会の文書が採り上げられている。

男女の平等が保障されるべき主要な領域は、雇用の場合である。雇用の場合における個別的な施策を採り上げておくことにする。

たとえば、1975年に、男女の平等賃金の原則の適用に関する指令が出された。当該指令は2006年に改正された。当該指令に関連するものは、1996年の平等の価値を持つ労働に対する男女同一賃金の実施に関する行動規範についての欧州委員会の文書、2002年の平等の価値を持つ労働に対する同一賃金に関する欧州議会の決議、2003年の所得・生活水準に関する共同体の統計についての欧州議会及び欧州理事会の規則があるとする。

1976年には、雇用、職業訓練・促進へのアクセスや労働条件に関する男女の平等扱いの原則の実施に関する指令が出された。当該指令は2002年および

2006年に改正された。当該指令に関連するものとして、1976年の雇用、職業訓練・促進へのアクセスや労働条件に関する男女の平等扱いの原則の実施に関する指令を改正する2002年の指令についての2009年の欧州委員会の報告書があるとする。

1986年に、自営業の資格で農業を含めた活動に従事する男女の間の平等扱いの原則の適用と妊娠中および母親である間の自営業の女性の保護に関する指令が出された。

1996年には、決定過程における男女のバランスのある参加に関する勧告が出された。当該勧告に関連するものとして、当該勧告の実施に関する欧州委員会の報告書が2000年に出された。

1999年に、女性と科学と題する欧州委員会の文書が出された。当該文書に関連するものは、女性と科学に関する欧州理事会の1999年の決議と、女性と科学に関する欧州委員会の2001年のスタッフ文書であるとする。

2006年には、雇用および職業問題における男女平等の機会と平等の取扱いの原則の実施に関する指令が出された。当該指令によって、1975年の男女の平等賃金の原則の適用に関する指令、1976年の雇用、職業訓練・促進へのアクセスや労働条件に関する男女の平等扱いの原則の実施に関する指令、1986年の職業上の社会保障制度に関する指令、1997年の性に基づく差別の事例における証明責任に関する指令が廃止されたとする。

2007年に、男女の間の賃金格差への取組と題する欧州委員会の文書が出された。2010年には、自営業の資格で活動に従事する男女の間の平等扱いの原則の適用に関する指令が出された。当該指令によって、1986年の自営業の資格で農業を含めた活動に従事する男女の間の平等扱いの原則の適用と妊娠中および母親である間の自営業の女性の保護に関する指令が廃止された。

その他に、社会保障の分野や、セクシュアルハラスメント・暴力・性的搾取・女性の売買の撲滅に関する分野が男女の平等に関連するものとして存在する。

男女の平等に関する一般原則を踏まえて、雇用における男女の平等に関す

る指令等を後述することにする。

#### 4. 6. 2. 1. 15. 4 障害者と老人に対する差別の禁止

障害者と老人に対する特別な保護措置が行なわれてきた。まず障害者に対する平等の取扱いに関する措置を概観し、その後で老人の保護に言及することにする<sup>(144)</sup>。

障害者に対する平等の取扱いに関する措置について、1996年に、障害者のための機会の平等に関する欧州委員会の文書と決議が出された。これらは、障害を理由とした差別を禁止することを意図していたとする。これらに関連するものとして、1999年の障害者のための平等な雇用機会に関する決議と、2003年の障害者の雇用および社会統合の促進に関する決議が挙げられている。

1998年には、障害者のためのパーキングカードに関する勧告が出された。2000年に、雇用と職業における平等の取扱いのための一般的枠組を設定する指令が出された。また、同年に、障害者のための障害のないヨーロッパへの道と題する欧州委員会の文書が出されたのである。

2001年には、障害者の2003欧州年に関する決定が出された。当該欧州年をきっかけにして、障害者の権利の向上などを行なうことを意図していた。当該決定に関連するものとして、2003年に出された知識基盤社会への障害者のアクセスの改善を目的とする“eアクセス”に関する欧州委員会の決議、教育と訓練における障害を持った生徒および学生のための平等の機会に関する欧州理事会の決議、障害者のための文化的インフラと文化活動のアクセスに関する欧州理事会の決議があるとする。また、障害者の2003欧州年の実施・結果・全体評価に関する2005年の欧州委員会の文書が出されているとする。

2003年に、障害者のための平等の機会—欧州行動計画と題する欧州委員会の文書が出された。当該行動計画は2004年乃至2010年を対象とするものであ

---

(144) 欧州連合のホームページ

([http://europa.eu/legislation\\_summaries/employment\\_and\\_social\\_policy/disability\\_and\\_old\\_age/index\\_en.htm](http://europa.eu/legislation_summaries/employment_and_social_policy/disability_and_old_age/index_en.htm))

る。また同年に、障害者の権利と尊厳を促進し保護する国際連合の法律文書についてと題する欧州委員会の文書が出された。当該文書に関連して、障害者の権利に関する国連条約の締結に関する決定案が2008年に出されたとする。

2009年に、障害者の権利に関する国連条約の締結に関する欧州理事会の決定が出された。当該条約の主体は、欧州共同体である。

老人の保護に関して、1999年に、すべての年齢の者のためのヨーロッパに向かって一繁栄の促進と世代間の連帯と題する欧州委員会の文書が出された。当該文書は、差別や社会的排除の撲滅も意図しているとする。

2001年には、老人のための保健医療と介護の未来—アクセス、質、財政的実現性の保証と題する欧州委員会の文書が出された。

2002年に、世界の高齢化に対するヨーロッパの対応、高齢化する世界における経済的・社会的進歩の促進、第2回世界高齢化会議に対する欧州委員会の貢献と題する欧州委員会の文書が出された。当該文書は、第2回世界高齢化会議を考慮したものである。当該文書に関連するものは、2002年に出された労働力の参加の増大と行動する高齢者の促進と題する欧州委員会の報告書であるとする。

2004年に、高品質のアクセス可能で持続可能な保険医療と長期間の介護の発展のための社会的保護の現代化—開かれた調整方法を利用する国家戦略のサポートと題する欧州委員会の文書が出された。当該文書に関連したものは、老人のための保健医療と介護の未来—アクセス、質、財政的実現性の保証と題する2001年の欧州委員会の文書と、老人のための保険医療と介護—高レベルの社会的保護を確保するための国家戦略のサポートと題する2003年の共同報告書があるとする。

2005年には、人口の変化への対処—世代間の新しい連帯と題する欧州委員会のグリーン・ペーパーが出された。

2006年に、ヨーロッパの人口学上の将来—挑戦から機会へと題する欧州委員会の文書が出された。当該文書に関連するものとして、2002年に出された労働力の参加の増大と行動する高齢者の促進と題する欧州委員会の報告書、

より多くの仕事とより良い仕事のための社会的保護の現代化—労働賃金の形成に寄与する包括的なアプローチと題する2003年の欧州委員会の文書、移住・統合・雇用に関する2003年の欧州委員会の文書、2004年に出された高齢労働者の雇用の増大と労働市場からの退場の延期と題する欧州委員会の文書、欧州連合における社会状況に関する2004年の欧州委員会の報告書、人口問題に関する専門家グループの設立に関する2007年の決定、高齢化社会における社会ニーズの充足と題する2008年の欧州委員会の人口報告書が指摘されている。

2007年には、世代間の連帯の促進と題する欧州委員会の文書が出された。2008年に、新しい情報伝達技術を使った高齢者の生活の質を高めるために幾つかの構成国によって行なわれた研究発展計画への共同体の参加に関する決定があるとする。

2009年には、欧州連合における高齢人口の影響の解決と題する欧州委員会の文書が出された。2010年に、行動する高齢者のための2012欧州年に関する決定案が出されたのである。

障害者と老人の平等に関する取り扱いについてより詳しく後述することにする。

#### 4. 6. 2. 1. 16 商品のラベルと包装

消費者の生命・健康・利益を保護するために、商品の内容、生産方法、生産地等の情報が不可欠である。このために商品のラベルと包装に関する規制がなされてきた。<sup>(145)</sup>

##### 4. 6. 2. 1. 16. 1 食料品のラベル

食料品のラベルと包装一般について、1976年に、重量または数量によって

---

(145) 欧州連合のホームページ

([http://europa.eu/legislation\\_summaries/consumers/product\\_labelling\\_and\\_packaging\\_index\\_en.htm](http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/product_labelling_and_packaging_index_en.htm))

包装された生産物を製造することに関する指令が出された。当該指令に関連するものは、1975年および1976年の包装に関する指令の付属書を技術進歩に適合させる1978年の指令、食料品のラベルおよび説明と広告に関する2000年の指令、遺伝子組み換え生物の追跡可能性およびラベルと遺伝子組み換え生物から生産された食料品および飼料の追跡可能性に関する2003年の規則、同じ販売パッケージの中にある異なった種類の新鮮な果物および野菜の混合物に関する2003年の規則があるとする。

1988年には、人間が消費する急速に冷凍された食料品に関する指令が出された。当該指令は1995年、2003年、2006年に改正された。当該指令に関連するものとして、人間が消費するための急速に冷凍された食料品の運送・倉庫搬入・貯蔵手段における温度のモニターに関する1992年の指令および2005年の規則と、人間が消費するための急速に冷凍された食料品の温度のコントロールのためのサンプリング手続きと共同体の分析方法に関する1992年の指令が指摘されている。その他に、2005年に急速に冷凍された食料品のラベルと包装などに関する公開協議が行なわれたとする。

1989年に、1つの食料品が帰属する全部を確認する表示またはマークに関する指令が出された。当該指令は1991年および1992年に改正された。当該指令に関連するものは、1989年の1つの食料品が帰属する全部を確認する表示またはマークに関する指令の実施に関する1991年の欧州委員会の文書であるとする。

1998年には、消費者に提供される生産物の価格の表示における消費者保護に関する指令が出された。当該指令に関連するものは、1998年の消費者に提供される生産物の価格の表示における消費者保護に関する指令の実施に関する2006年の欧州委員会の文書があるとする。

1999年に、電離放射線で処理された食料品および飼料の原料に関する指令が出された。当該指令は2003年と2008年に改正された。当該指令に関連するものは、1999年の電離放射線で処理された食料品および飼料の原料の共同体リストの設定に関する指令と、2002年の食料品の放射線に関する第3国にお



ける認可施設のリストの採択に関する決定があるとする。その他に、欧州委員会の文書として、共同体における電離放射線で処理するために認可された食料品および飼料の原料に関する2001年の欧州委員会の文書と、2007年度の食料品放射線に関する2009年の欧州委員会の報告書があるとする。

2000年には、食料品のラベル・表示・広告に関する指令が出された。当該指令は2001年、2002年、2003年、2007年、2009年、2010年に改正された。当該指令に関連するものとして、ピーター事件の欧州司法裁判所の判決の観点から見た食料品の取引における言語の使用についての1993年の欧州委員会の解釈文書と、消費者に対する食料品の情報提供に関する2008年の規則案が指摘されている。

2007年に、包装された生産物の名目上の分量についてのルールに関する指令が出された。当該指令に関するものは、1976年の重量または数量によって包装された生産物を製造することに関する指令であるとする。

農産物や水産物のラベルと包装について、2005年に、水産物のエコラベル制度に対する共同体のアプローチについての議論の開始と題する欧州委員会の文書が出された。当該文書に関連するものとして、欧州連合における水産物市場の将来一責任・パートナーシップ・競争と題する1997年の欧州委員会の文書と、環境保護の条件を共通漁業政策に統合する共同体の行動計画を設定する2002年の欧州委員会の文書が指摘されている。

2006年には、保証された伝統的特産品としての農産物および食料品に関する規則が出された。当該規則に関連するものは、2000年の食料品のラベル・表示・広告に関する指令、2006年の農産物および食料品のための生産地の地理的表示および名称の保護に関する規則、2006年の保証された伝統的特産品としての農産物および食料品に関する規則の実施ルールに関する2007年の規則があるとする。

また、2006年に、農産物および食料品のための生産地の地理的表示および名称の保護に関する規則が定められた。当該規則は2006年に改正され、2008年に付属書が改正された。当該規則に関連するものは、2000年の食料品のラ



ベル・表示・広告に関する指令、2006年の保証された伝統的特産品としての農産物および食料品に関する規則、2006年の生産地の名称、地理的表示、保証された伝統的特産品に関する科学的な専門家グループの設立に関する決定、2006年の農産物および食料品のための生産地の地理的表示および名称の保護に関する規則の実施ルールに関する2006年の規則を改正する2008年の規則であるとする。

2007年には、有機栽培による生産および有機栽培の生産物のラベルに関する規則が定められた。当該規則は2008年に改正された。当該規則に関連するものとして、2007年の有機栽培による生産および有機栽培の生産物のラベルに関する規則の実施ルールに関する2008年の規則が指摘されている。

遺伝子組み換え生物については、2003年に、遺伝子組み換え食品と飼料に関する規則が定められた。当該規則は2006年と2008年に改正された。当該規則に関連するものとして、新たな遺伝子組み換え食品と飼料の認可の申請と現存の生産物についての通知および有益なリスク評価から得た遺伝子組み換え物質の偶発的または技術的に不可避の存在についての通知に関する2003年の規則の実施ルールについての2004年の規則、遺伝子組み換え生物の追跡可能性およびラベルと遺伝子組み換え生物から生産された食料品および飼料の追跡可能性に関する2003年の規則の実施についての2006年の欧州委員会の報告書、2003年の遺伝子組み換え食品と飼料に関する規則の実施についての2006年の欧州委員会の報告書、遺伝子組み換え生物に関する共同体の委託研究所についての2003年の規則第32条の実施ルールに関する2006年の規則が指摘されている。

また、2003年に、遺伝子組み換え生物の追跡可能性およびラベルと遺伝子組み換え生物から生産された食料品および飼料の追跡可能性に関する規則が定められた。当該規則に関連するものは、2003年の動物の栄養摂取で使用される添加物に関する規則、2003年の遺伝子組み換え食品と飼料に関する規則、2004年の生産物としてのまたは生産物の中における遺伝子組み換え生物のサンプリングと発見のための技術ガイダンスに関する勧告、2004年の遺伝子組

み換え生物のための独自の鑑定者の育成と任務に関するシステムの設定に関する規則、遺伝子組み換え生物の追跡可能性およびラベルと遺伝子組み換え生物から生産された食料品および飼料の追跡可能性に関する2003年の規則の実施についての2006年および2008年の欧州委員会の報告書があるとする。

2004年には、前述した遺伝子組み換え生物のための独自の鑑定者の育成と任務に関するシステムの設定に関する規則が定められた。当該規則に関連するものとして、2003年の遺伝子組み換え生物の追跡可能性およびラベルと遺伝子組み換え生物から生産された食料品および飼料の追跡可能性に関する規則と、新たな遺伝子組み換え食品と飼料の認可の申請と現存の生産物についての通知および有益なリスク評価から得た遺伝子組み換え物質の偶発的または技術的に不可避の存在についての通知に関する2003年の規則の実施ルールについての2004年の規則が指摘されている。

新しい種類の食料品については、1997年の新しい種類の食料品と新しい種類の食料品の材料に関する規則だけが指摘されている。当該規則は2003年に改正された。

栄養摂取とアレルギー抗原について、1990年に、食料品の栄養素ラベルのルールに関する指令が出された。当該指令は2003年、2004年、2008年に改正された。当該指令に関連するものは、消費者に対する食品情報の提供に関する規制案であるとする。

1999年には、コーヒーの抽出物とチコリの抽出物に関する指令が出された。当該指令は2003年と2008年に改正された。当該指令に関連するものとして、2002年のキニーネを含有する食料品とカフェインを含有する食料品のラベルに関する指令が指摘されている。

2002年に、栄養剤に関する指令が出された。当該指令は2008年に改正された。当該指令に関連するものは、2008年の栄養剤におけるビタミンとミネラルとは異なる物質の利用に関する欧州委員会の報告書があるとする。

同じく2002年に、前述したキニーネを含有する食料品とカフェインを含有する食料品のラベルに関する指令が出された。

2006年には、食料品に対してなされた栄養素と健康の宣伝文句に関する規則が定められた。当該規則は2008年に改正された。当該規則に関連するものとして、2006年の食料品に対してなされた栄養素と健康の宣伝文句に関する規則第15条で規定された健康の宣伝文句の認可のための申請に関する実施ルールを設ける2008年及び2009年の規則が挙げられている。

同じく2006年に、ビタミン、ミネラルその他の物質を食料品に添加することに関する規則が定められた。当該規則は2008年に改正された。

2009年には、グルテンに我慢できない人々に適した食料品の成分とラベルに関する規則が定められた。

子どもの食料品について、2006年に、乳児と幼児のための加工処理された穀物でできた食料品およびベビーフードに関する指令が出された。当該指令に関連するものとして、2005年の植物および動物由来の食料品および飼料における病虫害防除剤の最大残留レベルに関する規則や、2006年の食料品の汚染物質の最大レベルを設定する規則が指摘されている。同じく2006年に、乳児用調合乳および後続の調合乳に関する指令が出されていた。

ダイエットのための食料品について、1996年に、体重を減らすためのエネルギーを制限されたダイエットで使用されるための食料品に関する指令が出された。当該指令は2007年に改正された。

1999年には、特別な医療目的のためのダイエット食品に関する指令が出された。当該指令は2006年に改正された。

2009年に、特定の栄養分を利用する食料品に関する指令が出された。当該指令は2009年に早速改正された。

脂肪と食肉について、1976年に、人間が消費する油および脂肪におけるエルカ酸と、付加された油または脂肪を含有する食料品におけるエルカ酸の最大レベルの確定に関する指令が出された。当該指令は2003年に改正された。当該指令に関連するものは、1980年の人間が消費するために使用されることを意図した油および脂肪におけるエルカ酸の含有量と、付加された油または脂肪を含有する食料品におけるエルカ酸の含有量を決定するための共同体の

分析方法に関する指令であるとする。

1994年には、よく延びる脂肪の基準を設定する規則が定められた。当該規則に関連するものとして、2000年の新しい種類の食料品または新しい種類の食料品の含有物質としての付加された植物ステロールエステルを有するよく延びる黄色脂肪の市場取引の認可に関する決定、1994年のよく延びる脂肪の基準を設定する規則第5条の適用に関する2002年の欧州委員会の報告書、2004年の新しい種類の食料品または新しい種類の食料品の含有物質としての付加された植物ステロールを有するよく延びる黄色脂肪、ミルクを使用した果物ドリンク、ヨーグルト形式の生産物、チーズ形式の生産物の市場取引の認可に関する決定、1994年のよく延びる脂肪の基準を設定する規則および1987年のミルクとミルク製品で使用される名称の保護に関する規則の適用のための詳細ルールを設ける2007年の規則が指摘されている。

2000年に、牛亜科の動物の確認および登録のシステムを確立し牛肉と牛肉製品のラベルに関する規則が定められた。当該規則は2006年に改正された。

当該指令に関連するものは、確認登録システムとして、牛亜科の動物の確認および登録のためのシステムの枠組みにおける最低限の行政的制裁の適用に関して1997年の規則の実施ルールを定める1998年の規則、1999年の文化及びスポーツイベントのための雄牛の確認システムの承認に関する規則、野牛の耳札の申請のために定められた最大期間の拡張に関する1999年の規則、牛亜科の動物のためのデータベースの十分に機能的な性格に関する承認についての1999年乃至2002年の決定（フィンランド、ルクセンブルグ、デンマーク、ベルギー、オランダ、オーストリア、スウェーデン、北アイルランド、フランス、ドイツ）、山岳地帯における夏の放牧のために外に出すときに牛亜科の動物の移動に適用される特別ルールを定める2001年の決定、2000年の牛亜科の動物の確認および登録のためのシステムの枠組みにおいて実施される最低限度のコントロールレベルに関する規則の実施の詳細ルールを定める2003年の規則、2000年の耳札・パスポート・保有登録に関する規則の実施のための一般規定を定める2004年の規則であるとする。

ラベルシステムとして、牛肉及び牛肉製品のラベルについての2000年の規則の適用のための詳細ルールを定める2000年の規則と、牛肉の強制的ラベルシステムの申請に関する1998年乃至2001年の決定（フランス、ベルギー、フィンランド、スウェーデン、ドイツ、ルクセンブルグ）があるとする。

報告書として、牛亜科の動物の確認および登録のシステムを確立し牛肉と牛肉製品のラベルに関する2000年の規則第2章の実施に関する欧州委員会の2004年の報告書と、牛亜科の動物の電子確認の導入の可能性に関する欧州委員会の2005年の報告書があるとする。

ミルク派生物について、1983年に、人間が消費するための乳たんぱく質（カゼイン及びカゼイン塩）に関する指令が出された。当該指令は、2003年に改正されて規則となった。当該指令に関連するものは、1985年の食用のカゼイン及びカゼイン塩の分析方法に関する指令と、1985年の食用のカゼイン及びカゼイン塩の化学分析のための共同体のサンプリング方法に関する指令であるとする。2008年には食料品の酵素に関する規則が制定されて、付属書の修正が行われたとする。

2001年には、人間が消費するための完全にまたは部分的に脱水された保存乳に関する指令が出された。当該指令は、2007年に改正された。

水以外の飲料について、1987年に、最終消費者への販売のためにアルコール飲料のラベルにおいて分量によってアルコールの強さを指示することについての指令が出された。当該指令に関連するものとして、2000年の食料品のラベル・説明・広告に関する指令、遺伝子組み換え食品及び飼料に関する2003年の規則の2006年の実施報告書、2000年の食料品における含有物質の指示に関する指令を修正する2003年の指令、度量衡に関する多くの指令を破棄する2008年の指令案が指摘されている。

1991年には、芳香を付けられたワイン、芳香を付けられたワインを基にした飲料、芳香を付けられたワインで作られたカクテルの定義、記載、説明に関する一般ルールについての規則が制定された。当該規則は、1992年、1994年、1995年、1996年、2003年、2008年に改正された。

2001年には、人間が消費するためのフルーツジュース及び類似の生産物に関する指令が出された。当該指令は、2007年と2009年に改正された。

2008年に、蒸留酒の定義、記載、説明、ラベル、地理的表示の保護に関する規則が制定された。当該規則に関連するものは、1994年の特定の蒸留酒の相互承認に関する欧州連合と第3国間の合意に適用される規則や2000年の蒸留酒の分析のための共同体の参照されるべき方法に関する規則であるとする。

2009年には、自然のミネラルウォーターの開発及び取引に関する指令が出された。しかし、医薬品と治療のための自然のミネラルウォーターは対象外であるとする。

砂糖及び蜂蜜について、2000年に、人間が消費するためのココア及びチョコレート製品に関する指令が出された。

2001年に、蜂蜜に関する指令が出された。当該指令は、蜂蜜の定義、ラベル、説明、生産地の情報提供などを規律しているとする。

同年に、人間が消費するための砂糖に関する指令が出された。当該指令も、蜂蜜に関する指令と同様に、砂糖の定義、販売名、ラベルなどを定めているとする。

また、同年に、人間が消費するためのフルーツジャム、ゼリー、マーメイド、甘い栗色のプーリに関する指令が出された。当該指令は、2004年と2007年に改正された。

食料品の中の感覚を刺激する属性に関連する物質について、2008年に、食品添加物、食品酵素、食品調味料に関する共通の承認手続きについての規則が定められた。

同年に、食品酵素に関する規則、食品添加物に関する規則、調味料と、食料品の中や上に利用される調味料の属性を持った食料品の含有物質に関する規則が制定された。

2009年には、食料品と食料品の含有物質の生産に利用される抽出溶剤に関する指令が出された。

食料品のパッケージと容器について、広範囲のパッケージと容器に関する一般的な規律が定められていた。たとえば、2004年に、食料品と接触する物資や物品に関する規則が定められた。当該規則は、2009年に改正された。

また、2006年には、食料品と接触する物資や物品に関する有効な製造法に関する規則が定められた。

その他に個別的な場合として、プラスチックの場合は、1978年に、塩化ビニルモノマーを含み食料品と接触する予定の物質及び物品に関する指令が出された。

1982年には、食料品と接触する予定のプラスチックの物質及び物品の成分の試験用の移動のために必要な基本ルールに関する指令が出された。当該指令は、1982年、1993年、1997年に改正された。

1993年に、エラストマーまたはゴムの乳首及び和らげる物に由来するニトロソアミン等の物質の放出に関する指令が出された。

2002年には、食料品と接触する予定のプラスチックの物質及び物品に関する指令が出された。当該指令は、2004年、2005年、2007年、2008年に改正された。

2005年に、食料品と接触する予定の物質及び物品における特定のエポキシ樹脂を含む派生物の利用制限に関する規則が定められた。

2008年には、食料品と接触する予定の再利用されるプラスチックの物質及び物品に関する規則が定められた。

セラミックの場合は、1984年に、食料品と接触する予定のセラミックの物品に関する指令が出された。当該指令は、2005年に改正された。

セルロースの場合は、2007年に、食料品と接触する予定の再生セルロースのフィルムでできた物質及び物品に関する指令が出された。

有効な作用があってインテリジェントな物質及び物品の場合は、2009年に、食料品と接触する予定の有効な作用があってインテリジェントな物質及び物品に関する規則が定められた。



4. 6. 2. 1. 16. 2 食料品以外のラベル

前述した食料品のラベルのほかに、食料品以外のラベルについても指令や規則が定められてきた。まず1967年に、危険な物質の分類・パッケージ・ラベルに関する指令が出された。当該指令は、1971年、1973年、1975年、1979年、1992年、1996年、1999年、2003年、2006年、2008年に改正された。

1976年には、化粧品に関する指令が出された。当該指令は、1979年、1982年、1983年、1988年、1989年、1993年、2003年に改正された。当該指令の付属書も何度も改訂された。

当該指令に関連するものは、化粧品のラベルのために使用されるリストに1つまたはそれ以上の含有物質を含まないことに関する1976年の指令の適用の詳細ルールを定めた1995年の指令や、1996年の化粧品に使用される含有物質の目録と共通の用語を設ける決定があるとする。その他に、2005年の化粧品の分野における動物実験の発展・有効性・選択肢の法的承認に関する報告書、2007年の化粧品に使用される含有物質の改訂された目録及び共通の用語の強制適用の日付に関する欧州委員会の文書、2008年の化粧品の分野における動物実験の発展・有効性・選択肢の法的承認に関する報告書が出されているとする。

1994年に、消費者に販売される履物の主な成分に使用される物質のラベルに関する指令が出された。当該指令は、2006年に改正された。

当該指令に関連するものは、履物の主な成分に使用される物質のラベルに関する1994年の指令についての2000年の実施評価報告書、特定の危険な物質及び調合剤の取引及び使用の制限に関する1976年の指令の修正についての2002年の指令、中国及びベトナムに起源を有する甲革に関する明確なダンピング防止義務を課し履物の輸入に課せられる暫定義務を明確に履行させる2006年の規則があるとする。

1999年には、危険な調合剤の分類・パッケージ・ラベルに関する指令が出された。当該指令は、2003年、2006年、2008年の規則によって改正された。当該指令の付属書も改訂された。



同じく1999年に、新しい乗用車の取引に際して燃料の効率さとCO<sub>2</sub>の放出に関する消費者への情報の利用可能性についての指令が出された。当該指令は、2003年と2008年に改正された。

当該指令に関連するものとして、当該指令に従って構成国が行った達成状況に関する報告書のフォーマットについての2001年の決定、当該指令における奨励文書に関する規定を他のメディアへ適用する2003年の勧告、乗用車及び軽量の商用車からのCO<sub>2</sub>の放出を軽減する共同体の戦略の検討結果に関する2007年の欧州委員会の文書が指摘されている。

2004年に、洗剤に関する規則が定められた。当該規則は、2008年と2009年に改正された。当該規則の付属書も改訂された。

当該規則に関連するものは、リン酸塩の使用について2004年の洗剤に関する規則に基づく2007年の欧州委員会の報告書、主要な表面活性剤でない有機体の洗剤含有物質の生物分解について2004年の洗剤に関する規則に基づく2009年の欧州委員会の報告書、嫌気性の生物分解について2004年の洗剤に関する規則に基づく2009年の欧州委員会の報告書があるとする。

2006年には、事務所設備のエネルギー効率のためのラベル計画の調整に関するアメリカ合衆国政府と欧州共同体の間の条約の締結に関する決定が出された。

当該決定に関連するものとして、2003年の欧州共同体エネルギースターボードの設立に関する決定、2003年の欧州共同体エネルギースターボードの手続きルールの設定に関する決定、2001年乃至2005年の期間の共同体におけるエネルギースター計画の実施に関する2007年の欧州委員会の文書が指摘されている。

2008年に、織物の名称に関する指令が出された。当該指令の付属書が2009年に改訂された。当該指令に関連するものは、二つの織物の繊維の混合に関する量的分析のための特定の方法についての1996年の指令や、織物の名称及び関連する織物製品のラベルについての2009年の規則案があるとする。

同じく2008年に、物質及び混合物の分類・ラベル・パッケージに関する規

則が定められた。

2009年には、エネルギーを使用する商品のためのエコデザインの条件の設定に関する枠組みについての指令が出された。

同じく2009年に、化粧品に関する規則が定められた。2010年には、エネルギー関連商品によるエネルギーその他の資源の消費に関するラベル及び標準商品の情報による表示についての指令や、EUのエコラベルに関する規則が定められた。

食料品のラベルと食料品以外のラベルに関する主要な指令等について後述することにする。

#### 4. 6. 2. 1. 17 競争秩序

消費者の利益を守るために事業者の競争秩序が存在することが不可欠である。まず、アンチトラスト、カルテル、合併、国家補助に関する競争秩序に関する一般的なルールを概観する。その後で、農漁業と食料品、エネルギー、金融サービス、メディア、自動車、郵便サービス、電子通信、運送などの個別の分野における競争秩序のルールを概観することにする。<sup>(146)</sup>

##### 4. 6. 2. 1. 17. 1 競争秩序に関する一般的なルール

欧州連合機能条約第101条、第102条、第106条、第107条は、競争秩序の確保に関する規定である。欧州連合機能条約第101条は、カルテル及び協調的行為に関する規定である。欧州連合機能条約第102条は、支配的地位の濫用に関する規定である。欧州連合機能条約第106条は、公共事業に関する規定である。欧州連合機能条約第107条は、国家補助に関する規定である。それぞれの諸規定において、競争秩序を確保するための条件を規定している。

欧州連合機能条約第101条は、欧州共同体条約第81条に相当する。欧州連合機能条約第102条は、欧州共同体条約第82条に相当する。欧州連合機能条

---

(146) 欧州連合のホームページ

([http://ec.europa.eu/competition/index\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/index_en.html))

約第106条は、欧州共同体条約第86条に相当する。欧州連合機能条約第107条は、欧州共同体条約第87条に相当する。

その他に、欧州連合機能条約第103条は第101条および第102条を受けて、競争に関するルールで企業に適用されるルールを定めている。当該条項は、欧州共同体条約第83条に相当する。欧州連合機能条約第104条は第101条、第102条、第103条を受けて、競争に関するルールで企業に適用されるルールを定めている。当該条項は、欧州共同体条約第84条に相当する。欧州連合機能条約第105条は第101条、第102条、第103条、第104条を受けて、競争に関するルールで企業に適用されるルールを定めている。当該条項は、欧州共同体条約第85条に相当する。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 1. 1 アンチトラスト

これらの条約の原則を具体化するために個別的な規則が定められてきた。<sup>(147)</sup>たとえば、欧州共同体条約の第81条及び第82条で規定された競争ルールの実施に関する2002年の規則、共同体と第3国の間の航空運送に関連して1987年の規則 (No.3975/87) を破棄し、1987年の規則 (No.3976/87) 及び2002年の規則を修正する2004年の規則、欧州共同体条約第85条及び第86条の海上運送への適用のための詳細ルールを定める1986年の規則を破棄し、沿海航行及び国際不定期貨物船サービスを含めるための適用範囲の拡張に関して2002年の規則を修正する2006年の規則があるとする。規則を実施するための規則として、欧州共同体条約第81条及び第82条に基づく欧州委員会の手続行為に関する2004年の規則が指摘されている。2002年の規則の機能に関連する報告書その他の文書も2009年に提出されたとする。

当該規則の解釈や手続きについての告示やガイドラインなどが存在するとする。たとえば、規則第17号第15条第2項及び ECSC 条約第65条第5項に基づく罰金の設定方法に関する1998年のガイドライン、2002年の規則第23条

---

(147) 欧州連合のホームページ

(<http://ec.europa.eu/competition/antitrust/legislation/legislation.html>)

第2項(a)に基づく罰金の設定方法に関する2006年のガイドラインがあるとす  
る。当該ガイドラインに関連して、カルテルの場合における罰金の免除と削  
減に関する告示が1996年、2002年、2006年に欧州委員会から出されていたと  
する。

その他に、競争機関のネットワーク内における協力に関する欧州委員会の  
2004年の告示、欧州共同体第81条及び第82条の適用における欧州委員会と  
EU 構成国の裁判所との間の協力に関する欧州委員会の2004年の告示、欧州共  
同体条約第81条及び第82条に基づく欧州委員会による苦情の処理に関する欧  
州委員会の2004年の告示、個別事例で生じた欧州共同体条約第81条及び第82  
条に関する新たな問題についての非公式の指導に関する欧州委員会の2004年  
の告示、欧州共同体条約第81条及び第82条に含まれる取引概念に対する効果  
についてのガイドラインに関する欧州委員会の2004年の告示、支配的な企業  
による濫用的な独占行為に対する欧州共同体条約第82条の適用における実施  
の優先事項に関する2008年の指導、欧州共同体条約第81条第3項の適用に関  
するガイドラインに関する2004年の告示、欧州共同体条約第81条及び第82条  
と、EEA 条約第53条・第54条・第57条と、2004年の規則に基づく事例にお  
ける欧州委員会のファイルへのアクセスのためのルールに関する告示、欧州  
共同体設立条約第81条第1項に基づくかなりの程度競争を制限しない重要性  
の少ない協定に関する2001年の告示、欧州共同体競争法のための関連市場の  
定義に関する1997年の告示、EEC 条約第85条第1項についての下請契約の  
評価に関する1978年の告示があるとす。

監査について、2002年の規則第20条第4項に基づく欧州委員会の決定の実  
施において監査を行う権限授与についての解釈文書と、監査を行う権限授与  
に関する文書が挙げられている。

欧州機能条約第101条第3項に基づく一括免除について、垂直的協定、水  
平的協定、技術移転に関するライセンス契約が関連する。

垂直的協定については、規則とガイドラインが定められてきた。たとえば、  
規則として、特定のカテゴリーの協定と協定に基づく行動に対する EEC 条

約第85条第3項の適用に関する1965年の規則、特定のカテゴリーの協定と協定に基づく行動に対する EEC 条約第81条第3項の適用に関する1965年の規則を改正する1999年の規則、複数のカテゴリーの垂直的協定と協定に基づく行動に対する欧州連合機能条約第101条第3項の適用に関する2010年の規則 (Regulation330/2010)、複数のカテゴリーの垂直的協定と協定に基づく行動に対する欧州共同体条約第81条第3項の適用に関する1999年の規則を挙げることができるとする。

また、ガイドラインとして、垂直的制限に関するガイドラインについての2000年と2010年の告示があるとする。

水平的協定について、まず協定・決定・協定に基づく行動のカテゴリーに対する EEC 条約第85条第3項の適用に関する1971年の規則があるとする。新しい条約の下で、調査及び開発協定のカテゴリーに対する欧州連合機能条約第101条第3項の適用に関する2010年の規則や、特殊協定のカテゴリーに対する欧州連合機能条約第101条第3項の適用に関する2010年の規則が挙げられている。これらに関連して、水平的協力協定に対する欧州連合機能条約第101条の適用に関する2011年のガイドラインがあるとする。

技術移転に関するライセンス契約について、技術移転協定のカテゴリーに対する欧州共同体条約第81条第3項の適用に関する2004年の規則が指摘されている。この規則に関連して、技術移転協定に対する欧州共同体条約第81条の適用に関する2004年のガイドラインがあるとする。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 1. 2 カルテル

カルテルに関連する事項として、<sup>(148)</sup>まず緩和策が指摘されている。カルテルの場合における罰金を賦課しないかまたは減額する1996年の告示が出され、カルテルの場合における罰金の免除または減額に関する2002年の告示が出されたとする。さらに、カルテルの場合における罰金の免除または減額に関す

---

(148) 欧州連合のホームページ

(<http://ec.europa.eu/competition/cartels/legislation/index.html>)

る2006年の告示が出されたとする。

罰金の決め方について、規則第17号第15条第2項および ECSC 条約第65条第5項に基づく罰金の決め方に関する1998年のガイドラインと、2002年の規則第23条第2項(a)に基づく罰金の決め方に関する2006年のガイドラインがあるとする。

カルテルの解決手続について、カルテルの場合における解決手続の実施に関して2004年の規則を改正する2008年の規則や、カルテルの場合における2002年の規則第7条および第23条に基づく決定の採択に関する解決手続の実施についての2008年の告示が挙げられている。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 1. 3 合併

合併に関して、<sup>(149)</sup>欧州連合機能条約第101条、第102条、第106条は、合併に関して規律している。その他に、欧州連合機能条約第3条、第14条、第103条、第104条、第105条、第119条、第346条が合併に関連するとする。

欧州連合機能条約以外の基本となるものは、企業間の集中の制御に関する2004年の規則であるとする。当該規則の実施のために、2004年の規則および付属書を実施する2004年の実施規則が挙げられている。ただし、2004年の実施規則は、2008年の規則によって改正されたとする。

合併に関する告示またはガイドラインについて、2004年の規則に合わせて、企業間の集中の制御に関する2004年の規則に基づく管轄権についての統合化された2007年の告示が採択されたとする。統合以前の従前の告示は、集中の概念、全機能を持つジョイントベンチャーの概念、企業概念、総取引高の計算に関する4個の告示であるとする。

また、企業間の集中の制御に関する2004年の規則に基づく特定の集中の取り扱いのための簡易な手続に関する告示や集中に関する事例紹介についての告示が挙げられている。

---

(149) 欧州連合のホームページ

(<http://ec.europa.eu/competition/mergers/legislation/legislation.html>)

その他に、企業間の集中の制御に関する規則に基づく水平的でない合併の評価に関する2008年のガイドラインと、企業間の集中の制御に関する規則に基づく水平的な合併の評価に関する2004年のガイドラインがあるとする。これらのガイドラインによって、水平的でない合併と水平的な合併の基準が明確になっている。2004年の規則第6条第1項c第2文に関する集中の放棄に関する覚書があるとする。

また、共同体の競争法の目的のための関連市場の定義に関する1997年の告示、2004年の規則および2004年の実施規則に基づいて受け入れられる救済手段に関する2008年の告示、集中に直接関連し不可欠な制限に関する2005年の告示も出されているとする。

これらに関連して、特定の競争手続における聴聞審査官の委任事項に関する2001年の決定や、欧州共同体条約第81条第82条・EEA条約第53条第54条第57条・2004年の規則に基づく事例における委員会のファイルへのアクセスのためのルールに関する2005年の告示のような手続的な措置がなされているとする。

さらに詳細の手続として、欧州共同体の合併手続の遂行に関する2004年の最良の実践例や、欧州共同体の合併規則に基づく分離の委託および受託者への委託のための委員会のモデルテキストに関する2003年の最良の実践例、欧州連合機能条約第101条および第102条の適用に関する場合と合併の場合における経済的証拠およびデータ収集の付託のための最良の実践例などが挙げられている。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 1. 4 国家補助

国家補助に関して、<sup>(150)</sup>欧州連合機能条約第107条、第108条、第109条は、国家補助について規定している。その他に、欧州連合条約第3条、欧州連合機能条約第3条、第4条、第5条、第6条、第14条、第42条、第50条第1項

---

(150) 欧州連合のホームページ

([http://ec.europa.eu/competition/state\\_aid/legislation/legislation.html](http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/legislation.html))



第2項、第93条、第106条、第119条、第346条が関連するとする。

国家補助の手續のルールの基本となるのは、欧州共同体条約第93条の適用のための詳細なルールを定める1999年の規則であるとする。

これに関連して、当該欧州共同体条約第93条の適用のための詳細なルールを定める1999年の規則を実施するための2004年の実施規則が定められたとする。2004年の実施規則は何度か改正されてきた。たとえば、援助の通知のための標準書式に関する2006年の規則、農業および森林分野の通知方式に関する2006年の規則、2004年の実施規則を改正する2008年の規則（付属書等の改正）、2004年の実施規則を改正する2009年の規則（付属書等の改正）であるとする。

これに関連して、構成国裁判所による国家補助法の実施のための2009年の告示や、2003年の国家補助の決定に関する専門的な秘密についての欧州委員会の文書があることが指摘されている。

国家補助に関する簡易手續や最良の実践例について、特定の種類の国家補助の取り扱いのための簡易手續に関する2009年の告示や、国家補助の制御手續の遂行についての最良の実践規範に関する2009年の告示があるとする。

これに関連して、国家補助手續の一括免除を採り上げることができる。この条件に適合すれば情報シートの提出だけで手續なく国家補助が可能になるとする。

このための法準則として、欧州共同体に特定のカテゴリーの水平的国家補助を可能にする欧州共同体条約の第92条および第93条の適用に関する1998年の規則があるとする。

その他に、de minimis 補助に対する欧州共同体条約第87条および第88条の適用に関する2006年の規則や、欧州共同体条約第87条および第88条の適用における共同市場と両立できる特定のカテゴリーの補助に関する2008年の規則が挙げられている。

一時的な国家補助の枠組みが作られてきた。水平的なルールとして、2008年から、現在の金融・経済危機における財政援助へのアクセスを支援する国



家補助措置のための一時的な枠組みが欧州委員会の文書として出されてきた。2009年の修正を経たのち、2010年に同名の欧州連合の一時的な枠組みが出されたとする。同様に、金融部門においても同様の一時的な措置が行われてきた。最も新しいのが、2011年6月30日以後に発生した銀行の債務をカバーする政府の保証スキームに対する国家補助ルールへの適用に関する2011年の文書であるとする。

また、個別的な水平的なルールとして、個別的な通知を条件とした不利に扱われ能力を欠如した労働者に対する国家補助の適合性分析のための基準に関する2009年の欧州委員会の文書や、個別的な通知を条件とした職業訓練のための国家補助の適合性分析のための基準に関する2009年の欧州委員会の文書が出されているとする。地域援助について、2007年乃至2013年の構成国の地域援助に関する2006年のガイドラインなどが挙げられている。その他に、調査・開発・革新のための国家補助のための2006年の欧州共同体の枠組み、環境保護のための国家補助に関する2008年の欧州共同体のガイドライン、中小企業におけるリスクキャピタル投資を促進するための国家補助に関する欧州共同体のガイドラインを改正する2010年の欧州委員会の文書、困難な企業を救助し改革するための国家補助に関する2004年の欧州共同体のガイドライン、困難な企業を救助し改革するための国家補助に関する2004年の欧州共同体のガイドラインの延長に関する2009年の欧州委員会の文書、企業を中小企業に格付けすることに関する情報のモデル宣言に関する2003年の欧州委員会の文書、零細・中小企業の定義に関する2003年の勧告などがあるとする。

国家補助の特別な形態として、国家保証、公共機関による土地売買、輸出の信用保険、租税措置が挙げられている。

国家保証について、保証の形態を採った国家補助に対する欧州共同体条約第87条および第88条の適用に関する2008年の告示があるとする。公共機関による土地売買については、公共機関による土地の売買における補助要素に関する1997年の欧州委員会の文書が出されたとする。輸出の信用保険について、1997年から2010年までに幾つかの欧州委員会の文書が出されてきたとする。

これは、短期の輸出信用保険に対して欧州共同体条約第92条および第93条を適用する第93条第1項に基づく構成国に対する欧州委員会の文書である。租税措置については、直接事業課税に関する措置に対する国家補助ルールの適用についての1998年の告示が挙げられている。

国家補助に関連して、2008年に基準率および割引率を設定するための方法の改正に関する欧州委員会の文書が出されたとする。基準率および割引率についてはすでに1997年から利用されてきたものである。

また、構成国と公共企業間の財政的関係に関する透明性および特定の企業の中の財政的透明性に関する指令が2006年に出されたとする。透明性に関する措置については主として1980年からなされてきた。

国家補助の手續に関連する通知と報告の方式についての情報シートが出されている。たとえば、2004年の実施規則の場合には、地域補助に関する補充的情報シート、大規模な投資計画のための地域補助に関する補充的情報シートであって、2004年の実施規則の第1付属書、第2付属書、第3付属書、大規模な投資計画のための地域補助に関する透明性・複数の分野の枠組みが関連事項として採り上げられている。

2004年の実施規則を改正する2008年の規則（No271/2008）の場合には、第1付属書第1部一般情報提供方式、第1付属書第3部6a 調査・開発・革新の補助（補助スキーム）のための補充的情報シート、第1付属書第3部6b 調査・開発・革新の補助（個別補助）のための補充的情報シート、第1付属書第3部11リスクキャピタル補助に関する補充的情報シート、第2付属書簡易な通知方式が挙げられている。

一般国家補助一括免除規則第3付属書の場合には、欧州共同体条約第87条および第88条の適用における共同市場と両立する特定のカテゴリーの補助を定める2008年の規則（No800/2008）があるとする。

2004年の実施規則を改正する2008年の規則（No1147/2008）の場合には、第1付属書第3部10環境保護のための国家補助に関する補充的情報シートが指摘されている。

2004年の実施規則を改正する2009年の規則の場合には、第1付属書第3部2訓練のための国家補助に関する補充的情報シートと、第1付属書第3部3不利に扱われ能力が欠如した労働者に対する国家補助に関する補充的情報シートが挙げられているのである。

不法な国家補助に関する苦情申し立ての手續上の方式は、欧州共同体条約第93条の適用のための詳細なルールに関する1999年の規則に基づいているとする。

これに関連して、不法な国家補助がなされた場合に備えた取り戻しの手續が定められている。構成国に不法で適合しない国家補助を取り戻すことを命ずる委員会の決定の効果的な実施に向かってと題する委員会の告示や、不法な国家補助の評価のための適用ルールを定める2002年の告示があるとする。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 2 個別の分野における競争秩序のルール

このような競争秩序に関する一般的なルールを踏まえて、農漁業と食料品、エネルギー、金融サービス、メディア、自動車、郵便サービス、電子通信、運送などの個別の分野における競争秩序のルールを概観したいと思う。その際に、これらの分野に特有なルールだけを採り上げる。一般的なルールの適用に過ぎない場合をここでは再論しないことにする。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 2. 1 農漁業と食料品

農漁業と食料品に関して、<sup>(151)</sup>アンチトラストの分野における競争法の基礎となるのは、特定の競争ルールを農業製品の生産と取引に対して適用する2006年の規則と、農業市場の共通の組織の確立と特定の農業製品のための特別の規定に関する2007年の規則であるとする。さらに具体的な措置が競争環境の維持のために行われてきた。

---

(151) 欧州連合のホームページ

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/agriculture/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/agriculture/overview_en.html))

([http://ec.europa.eu/competition/state\\_aid/legislation/specific\\_rules.html](http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/specific_rules.html))

国家補助の分野では、2000年に出された農業分野の国家補助のための共同体のガイドラインや、2006年に出された2007年乃至2013年の農業森林分野における国家補助のための共同体のガイドライン、2008年に出された漁業および養殖に対する国家補助の審査のためのガイドライン、農業製品の生産に従事している中小企業への国家補助に対する欧州共同体条約第87条および第88条の適用に関する2006年の規則、漁業分野における de minimis 補助に対する欧州共同体条約第87条および第88条の適用についての2007年の規則、農業生産分野における de minimis 補助に対する欧州共同体条約第87条および第88条の適用についての2007年の規則、ヨーロッパ漁業基金に関する2006年の規則、経済危機によって影響を受ける欧州共同体漁業船団の再建を促進することを目的とする一時的な特別措置を設ける2008年の規則などが挙げられている。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 2. 2 エネルギー

エネルギーに関して、<sup>(152)</sup>電気・ガス市場の自由化は1990年代から行われてきたとする。この自由化は1996年以降の第1の自由化、2003年以降の第2の自由化、2007年以降の第3の自由化に分類されている。この自由化に加えて、2008年以降にエネルギー・気候変動に関する措置が行われたとする。

1996年以降の第1の自由化において、電気とガスの域内市場に関連する指令が出されたが、2003年以降の第2の自由化において1996年の指令を破棄し電気の域内市場のための共通ルールに関する2003年の指令や、1998年の指令を破棄し天然ガスの域内市場のための共通ルールに関する2003年の指令が出されたとする。2001年には、複合的な費用 (stranded costs) に関連した国家補助の分析方法についての欧州委員会の文書が採択されたとする。

さらに2005年の電気・ガス市場の調査研究を行い、欧州共同体条約第81条

---

(152) 欧州連合のホームページ

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/energy/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/energy/overview_en.html))

([http://ec.europa.eu/competition/state\\_aid/legislation/specific\\_rules.html](http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/specific_rules.html))

および第82条に定められた競争に関するルールの実施に関する2002年規則第17条に基づく欧州ガス・電気部門の調査研究というタイトルの付いた2007年の欧州委員会の文書に結実したとする。これに基づいて、2007年以降の第3の自由化において、2003年の指令を破棄し電気の域内市場のための共通ルールに関する2009年の指令や、2003年の指令を破棄し天然ガスの域内市場のための共通ルールに関する2009年の指令が出されたとする。

2008年以降にエネルギー・気候変動に関する措置として、欧州委員会のよる再生可能エネルギーおよび気候変動に関する提案が指摘されている。この分野において国家補助が役割りを果たすことが承認されて、2008年に環境保護のための国家補助に関する共同体のガイドラインが策定されたとする。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 2. 3 金融サービス

金融サービスの分野における欧州委員会の競争政策は、<sup>(153)</sup>2005年乃至2010年の金融サービス政策に関する2005年のホワイト・ペーパーと、小売銀行業の分野および事業保険の分野の調査研究に基づいているとする。

保険の分野において、保険分野における特定のカテゴリーの協定・決定・協定に基づく行動に対する欧州共同体条約第81条第3項の適用に関する2003年の規則が再検討され、保険分野における特定のカテゴリーの協定・決定・協定に基づく行動に対する欧州連合機能条約第101条第3項の適用に関する2010年の規則が制定されたとする。保険分野の競争政策の実施において、保険分野の調査研究が役立っているとする。

また、資本市場においてもいっそうの競争政策が必要であるとする。金融サービス分野においても国家補助が行われてきたとする。

---

(153) 欧州連合のホームページ

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/financial\\_services/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/financial_services/overview_en.html))

([http://ec.europa.eu/competition/state\\_aid/legislation/specific\\_rules.html](http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/specific_rules.html))

#### 4. 6. 2. 1. 17. 2. 4 メディア

メディアの分野における競争政策の実施において、<sup>(154)</sup>情報通信技術の場合と同様に「Europe2020」という欧州連合の成長戦略が斟酌されている。

この分野における国家補助において採り上げられている特別な法規制は、公共サービス放送と映画の領域にあるとする。

公共サービス放送について、公共サービス放送に対する国家補助ルールの適用に関する2001年の欧州委員会の文書、公共経済利益のサービスの実施を委託された特定の企業に与えられる公共サービスの補償の形式を採った国家補助に対する欧州共同体条約第86条第2項の適用に関する2005年の決定や、公共サービス放送に対する国家補助ルールの適用に関する2009年の欧州委員会の文書が挙げられている。

映画については、映画その他の視聴覚作品に関する特定の法的側面についての2001年の欧州委員会の文書があるとする。その後、映画その他の視聴覚作品に関する特定の法的側面についての2001年の欧州委員会の文書のフォローアップに関する2004年の欧州委員会の文書、映画その他の視聴覚作品に関する特定の法的側面についての2001年の欧州委員会の文書のフォローアップに関する2004年の欧州委員会の文書の適用の延長に関する2007年の欧州委員会の文書、映画その他の視聴覚作品に関する特定の法的側面についての2001年の欧州委員会の文書の国家補助の評価基準についての2009年の欧州委員会の文書が挙げられている。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 2. 5 自動車

自動車の分野において、<sup>(155)</sup>自動車の分野における垂直的協定および協定に基づく行動のカテゴリーに対する欧州共同体条約第81条第3項の適用に関する2002年の規則、自動車の分野における垂直的協定および協定に基づく行動

---

(154) 欧州連合のホームページ

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/media/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/media/overview_en.html))

([http://ec.europa.eu/competition/state\\_aid/legislation/specific\\_rules.html](http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/specific_rules.html))

の категорияに対する欧州連合機能条約第101条第3項の適用に関する2010年の規則 (Regulation461/2010), 自動車の売買と修理のための協定や自動車の予備部品の頒布のための協定における垂直的拘束に関する補充的ガイドラインについての2010年の告示が挙げられている。

2002年の規則と2010年の規則は, 一括免除に関連において採り上げられている。2010年の規則が新しい法準則であるが, 2002年の規則が2013年5月31日まで適用されるとする。

国家補助について, 2001年に出された大規模な投資プロジェクトのための地域的補助に関する複数分野の枠組み・合成繊維産業に対する補助ルール・自動車産業への国家補助のための共同体の枠組みに関する欧州委員会の文書, 大規模な投資プロジェクトのための地域的補助に関する複数分野の枠組みについての2002年の欧州委員会の文書, 自動車分野および合成繊維分野に関して, 構造問題に直面する分野のリストの作成についての2002年の大規模な投資プロジェクトのための地域的補助に関する複数分野の枠組みの修正および欧州共同体条約第88条第1項に基づく適切な措置の提案に関する2003年の欧州委員会の文書が採り上げられている。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 2. 6 郵便サービス

郵便サービスの分野における自由化の基本となるルールは,<sup>(156)</sup> 共同体の郵便サービスの域内市場の発展およびサービスの質の改善のための共通ルールに関する1997年の指令であるとする。当該指令は, 2002年に改正された。当該改正指令は, 共同体の郵便サービスに対する市場開放の促進に関する指令

---

(156) 欧州連合のホームページ

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/motor\\_vehicles/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/motor_vehicles/overview_en.html))

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/motor\\_vehicles/legislation/legislation.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/motor_vehicles/legislation/legislation.html))

([http://ec.europa.eu/competition/state\\_aid/legislation/specific\\_rules.html](http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/specific_rules.html))

(157) 欧州連合のホームページ

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/postal\\_services/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/postal_services/overview_en.html))

([http://ec.europa.eu/competition/state\\_aid/legislation/specific\\_rules.html](http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/specific_rules.html))



である。

さらに市場開放するために、共同体の郵便サービスの域内市場の完全な実施に関する2008年の指令が出されたとする。当該指令は、1997年の指令を改正する形式になっている。

競争ルールの適用においては、郵便部門に対する競争ルールの適用および郵便サービスに関する特定の国家の措置の評価についての1998年の告示が挙げられている。

国家補助について、公共サービスの補償の形式を採用した国家補助のための2005年の共同体の枠組みに基づいて行われているとする。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 2. 7 電子通信

電子通信の分野において、<sup>(157)</sup>2009年に新しい法的枠組みが作られたとする。たとえば、電子通信のための欧州規制機関および事務所を設立する2009年の規則、電子通信ネットワークおよびサービスに関する一般サービスおよび利用者の権利についての2002年の指令・電子通信分野における個人データの処理およびプライバシーの保護についての2002年の指令・消費者保護法の実施に責任を負う構成国の機関の間の協力についての2004年の規則を改正する2009年の指令、電子通信ネットワークおよびサービスのための共通の規制枠組みについての2002年の指令・電子通信ネットワークおよび関連施設へのアクセスおよび相互の接続についての2002年の指令・電子通信ネットワークおよびサービスの認可についての2002年の指令を改正する2009年の指令である。

このような新しい法的枠組みの中で、電子通信事業者の間の競争の増大や新しい通信インフラに対する投資の拡大などを目的とした措置がなされているとする。

市場の開放に関する従来の法的枠組みは、電子通信ネットワークおよびサ

---

(157) 欧州連合のホームページ

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/telecommunications/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/telecommunications/overview_en.html))

([http://ec.europa.eu/competition/state\\_aid/legislation/specific\\_rules.html](http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/specific_rules.html))



ービスのための共通の規制枠組みについての2002年の指令、電子通信ネットワークおよび関連施設へのアクセスおよび相互の接続についての2002年の指令、電子通信ネットワークおよびサービスの認可についての2002年の指令であったとする。これらの指令は、前述したように、2009年に改正された。

ブロードバンドのネットワークを拡充するために、国家補助が利用されているとする。たとえば、それは、ブロードバンドのネットワークの急速な発展に関する国家補助ルール適用のための2009年の共同体のガイドラインに基づいているとする。欧州委員会は、当該ガイドラインに依拠して多くの決定を行ってきた。

デジタル放送に関連して、アナログ放送からデジタル放送への移行に関する2003年の欧州委員会の文書と、アナログ放送からデジタル放送への移行の加速に関する2005年の欧州委員会の文書が出されていたとする。この分野においても、欧州委員会による国家補助の決定が行われているとする。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 2. 8 運送

運送分野を航空運送、海上運送、鉄道・道路・内国水路の運送のそれぞれの分野に分けて、特有のルールについて論じられている。その他に、インフラの分野が追加されている。<sup>(158)</sup>

航空運送の分野におけるアンチトラストについて、欧州共同体条約第81条および第82条に規定された競争ルールの実施に関する2002年の規則が適用されてきたとする。2002年の規則の部分的な修正として、欧州共同体と第3国との間の航空運送に関する2004年の規則があるとする。また、2009年には、航空運送の分野における特定のカテゴリーの協定および協定に基づいた行動に対する欧州共同体条約第81条第3項の適用に関する規則が制定されたとする。欧州連合とアメリカ合衆国とのオープンスカイ協定や構成国間の航空サー

---

(158) 欧州連合のホームページ

(<http://ec.europa.eu/competition/sectors/transport/overview.html>)

([http://ec.europa.eu/competition/state\\_aid/legislation/specific\\_rules.html](http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/specific_rules.html))

ビス協定なども、アンチトラストの分野に含まれている。

航空運送の分野における国家補助について、航空分野における国家補助に対する欧州共同体条約第92条および第93条と EEA 条約第61条の適用に関する文書が1994年に出されていたとする。2005年には、地域の空港から出発する航空会社に対する空港への金融および事業開始の補助に関する共同体のガイドラインに関する欧州委員会の文書が出されていたとする。

海上運送の分野におけるアンチトラストについて、前述した欧州共同体条約第81条および第82条に規定された競争ルールの実施に関する2002年の規則が適用されるとする。2002年の規則の部分的な修正として、沿海航行および国際的不定期貨物船のサービスを含めるための適用範囲の拡張に関する2006年の規則が制定されたとする。当該2006年の規則は、海上運送に対する欧州共同体条約第85条および第86条の適用のための詳細ルールを定める1986年の規則を廃止している。その他に、定期船会社の間の特定のカテゴリーの協定・決定・協定に基づく行動に対する欧州共同体条約第81条第3項の適用に関する2009年の規則が挙げられている。2008年には、海上運送サービスに対する欧州共同体条約第81条の適用に関するガイドラインが定められたとする。

海上運送の分野における国家補助については、欧州委員会の文書が挙げられている。たとえば、海上運送に対する国家補助に関する2004年の共同体のガイドライン、海上輸送路の開始のために資金を提供する共同体を補充する国家補助に関する2008年のガイドライン、船舶管理会社に対する国家補助に関する2009年のガイドラインである。

鉄道・道路・内国水路の運送におけるアンチトラストについて、鉄道・道路・内国水路の運送に対して競争ルールを適用する1968年の規則が適用されていたとする。鉄道・道路・内国水路の運送の場合についても、前述した欧州共同体条約第81条および第82条に規定された競争ルールの実施に関する2002年の規則が適用されるとする。最も新しい規則は、鉄道・道路・内国水路の運送に対して競争ルールを適用する2009年の規則であるとする。

鉄道・道路・内国水路の運送における国家補助については、鉄道および道

路による公共の乗客運送サービスに関する2007年の規則が適用されてきたとする。2008年には、鉄道事業のための国家補助に関する共同体のガイドラインについての欧州委員会の文書が出されたとする。

インフラの分野について、新しい運送インフラのプロジェクトに対する競争ルールの適用についての欧州委員会の勧告の説明に関する文書が1997年に出されていたとする。その他に、共同体の空港における空港利用者に提供されるサービス市場へのアクセスに関する1996年の指令や、空港手数料に関する2009年の指令が挙げられている。

#### 4. 6. 2. 1. 17. 2. 9 その他

以上述べた農漁業と食料品、エネルギー、金融サービス、メディア、自動車、郵便サービス、電子通信、運送の分野以外について概略を述べておくことにする。<sup>(159)</sup>

消費財の分野においては、欧州共同体条約第81条および第82条に該当する事例が挙げられている。

情報通信技術の分野における競争政策の実施において、「Europe2020」という欧州連合の成長戦略が斟酌されている。この分野におけるアンチトラスト、合併、国家補助に関する事例が紹介されている。

医薬品の分野のアンチトラストにおいて、並行取引を制限する協定が問題とされていた。この手段として供給割当量システムと二重の価格システムがあったとする。これらの手段の適法性が争われた事例が挙げられている。また、特許権の延長とアンチトラストの関係を問う事例や合併の事例が採り上

---

(脚) 欧州連合のホームページ

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/consumer\\_goods/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/consumer_goods/overview_en.html))

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/ICT/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/ICT/overview_en.html))

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/pharmaceuticals/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/pharmaceuticals/overview_en.html))

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/professional\\_services/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/professional_services/overview_en.html))

([http://ec.europa.eu/competition/sectors/sports/overview\\_en.html](http://ec.europa.eu/competition/sectors/sports/overview_en.html))

([http://ec.europa.eu/competition/state\\_aid/legislation/specific\\_rules.html](http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/specific_rules.html))

([http://ec.europa.eu/competition/state\\_aid/legislation/legislation.html](http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/legislation.html))

げられている。国家補助については、前述した調査・開発・革新のための国家補助のための2006年の欧州共同体の枠組みが利用されているとする。

専門サービスの分野について、1993年乃至2004年の欧州委員会の決定が挙げられている。たとえば、欧州経済共同体条約第85条に基づく手続に関する1993年の決定などである。その他に、欧州競争ネットワークのよる構成国の競争機関との関わり合いが指摘され、また、専門サービスの分野における事例が紹介されている。

スポーツの分野におけるアンチトラストについて、欧州委員会は、メディアの権利の共同売買、切符の販売協定、スポーツ用品、選手の国際的移動等に関する組織面、アンチドーピングルールに関連して決定を下してきたとする。また、国家補助についても、インフラ整備は国家補助の対象として評価されないとするが、クラブへの補助金の支給についての決定が存在するとする。

船舶の建設の分野において、国家補助に特徴がある。船舶の建設の分野における地域的投資および計画の申請と欧州共同体条約第88条第1項に基づく適切な措置の提案に関する個別的な告示の発布についての2003年の欧州委員会の文書、船舶の建設に対する国家補助に関する2003年の枠組み、船舶の建設に対する国家補助に関する2003年の枠組みの延長に関する2006年の欧州委員会の文書、船舶の建設に対する国家補助に関する2003年の枠組みの延長に関する2008年の欧州委員会の文書があるとする。

鉄鋼の分野における国家補助については、ECSC 条約の失効から生ずる競争事例の特定の側面の取り扱いに関する2002年の欧州委員会の文書や、大規模な投資プロジェクトのための地域的補助に関する複数分野の枠組みに関する2002年の欧州委員会の文書があるとする。後者は、その27項で国家補助の禁止に言及している。さらに、鉄鋼分野のための救済およびリストラの補助と閉鎖の補助に関する2002年の欧州委員会の文書が挙げられている。

石炭の分野における国家補助について、2002年に石炭産業に対する国家補助に関する規則が制定されていたとする。2010年には非競争的な石炭の採掘

の終了を促進する国家補助に関する決定が下されたとする。

公共経済利益の分野における国家補助について、2005年に、公共経済利益のサービスを実施している特定の企業に与えられる公共サービスの補償という形式の国家補助に対する欧州共同体条約第86条第2項の適用に関する決定と、公共サービスの補償という形式の国家補助のための共同体の枠組みが出されていたとする。その後2006年に、構成国と公共企業体の間の財政関係の透明性および特定の企業内の財政的透明性に関する指令が出されたとする。

公共経済利益のサービスに関する国家補助ルール<sup>(160)</sup>の2010年の公開協議や、2005年以來の公共経済利益のサービスに関するEUの国家補助ルールの適用および公開協議の結果に関する2011年の欧州委員会の文書を経て、公共経済利益のサービスに関するEUの国家補助ルールの改革についての2011年の欧州委員会の文書に至っているとする。

競争秩序に関する一般的なルールと個別の分野における競争秩序のルールに関する主要な規則等について後述することにする。

#### 4. 6. 2. 2 期間等に関する規則

その他の指令における概観において、期間・日・期限に適用されるルールに関する規則を独立して論ずることを示唆した。ここで、期間・日・期限に適用されるルールを決定する1971年の規則の内容を概観することにする。<sup>(160)</sup>その後で、幾つかの構成国法の状態を述べることにする。

##### 4. 6. 2. 2. 1 期間・日・期限に適用されるルールを決定する1971年の規則

当該規則第1条は、適用対象に関する規定である。この適用対象は、欧州

---

(160) Regulation (EEC, Euratom) No 1182/71 of the Council of 3 June 1971 determining the rules applicable to periods, dates and time limits, OJL 124, 8, 6, 1971, p. 1-2. English special edition: Series I Chapter 1971 (II) P. 0354. ([http://eur\\_lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1971:124:0001:003:EN:HTML](http://eur_lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1971:124:0001:003:EN:HTML))

経済共同体条約または欧州原子力共同体条約による欧州理事会または欧州委員会の行為に向けられている。欧州経済共同体は現存しないが、欧州原子力共同体は現存する。

当該規則第2条は第1項で公休日を規定し、第2項で労働日を規定している。公休日とは、公休日として指示されたすべての日である。指示する主体は、構成国または共同体機関である。ここから公休日が構成国または共同体機関ごとに異なる可能性が出てくる。労働日とは、第2条第1項の公休日、土曜日、日曜日以外のすべての日と定義されている。

当該規則第3条は、時、日、週、月、年で期間を決定する場合を規定している。第3条第1項は、ある事象が生じたかまたは行為が行われたその時刻またはその日は期間に算入しないことを示している点に特徴がある。

第3条第2項は、第1項および第4項に服することを条件として、時、日、週、月、年で期間を決定する場合における起算点および満了点などを定めている。時刻で期間を表示した場合は、最初の時刻で始まり最後の時刻で終わる。日で期間を表示した場合は、最初の日の最初の時刻で始まり最後の日の最後の時刻で終わる。週、月、年で期間を表示した場合は、期間の最初の日の最初の時刻で始まり該当する週の同じ日の最後の時刻で終わり、または、期間が進行する日と同じ日の最後の時刻で終わる。月または年で期間を表示した場合は、該当する月の最後の日の最後の時刻で終わる。1か月は、30日と計算される。

第3条第3項は、原則として期間には公休日、土曜日、日曜日を算入することを定めるが、例外として公休日、土曜日、日曜日を除くことや、逆に労働日だけで期間を決定することが認められている。

第3条第4項は、期間の最後の日が公休日、土曜日、日曜日に当たる場合に、次の労働日の最後の時刻で終わることを定めている。しかし、このことは、さかのぼって計算する場合には当てはまらないとする。

第3条第5項は、2日間以上の期間には2日間の労働日を含めることを条件としている。「少なくとも」という修飾語が付いているので、最低条件で

あろう。

第4条第1項は、第1条よりも具体的に第3条の適用対象を規定している。この適用対象は、第1条で言う当該行為等の施行、効果の発生、適用、有効性の消滅、効果の終了、適用の停止に関する期間である。同じような文言が列挙されている。しかし、第3条第4項および第5項は除外されている。

第4条第2項は、当該行為等の施行、効果の発生、適用の起算点を定める。これらが特定の日で決められている場合は、その日の最初の時刻の始めが起算点になるとする。また、これらが、ある事象が生じたかまたは行為が行われた時に続く数日のうちに発生する場合も同様であるとする。

第4条第3項は第4条第2項とは逆の場合で、当該行為等の有効性の消滅、効果の終了、適用の停止が特定の日で決められている場合は、その日の最後の時刻の終了が満了点になるとする。また、これらが、ある事象が生じたかまたは行為が行われた時に続く数日のうちに発生する場合も同様であるとする。

第5条第1項も、第1条より具体的に第3条の適用対象を規定している。第3条は、特定の時点で当該行為を実施する場合における行為の実施時にも適用されるとするのである。しかし、第3条第4項および第5項は除外されている。

第5条第2項は、第4条第2項に類似している。特定の日に当該行為を実施する場合における行為の実施時期を、特定の日の中の最初の時刻の始まりと最後の時刻の終了の間としているのである。また、当該行為が、ある事象が生じたかまたは別の行為が行われた時に続く数日のうちに実施される場合も同様であるとする。

第6条は、1971年7月1日という当該規則の発効時期と構成国すべてに拘束力があることを定めている。

期間・日・期限に適用されるルールを決定する1971年の規則は、第3条を中心規定として期間・日・期限に適用されるルールを定めているとすることができる。日本民法の期間の計算の仕方と異なることを記憶に留めておく必



要がある。

#### 4. 6. 2. 2. 2 構成国法

期間・日・期限に適用されるルールを決定する1971年の規則は、構成国すべてに拘束力があつた。したがって、当該規則と異なる規定を設けることができなかつた。しかし、当該規則第2条は第1項で公休日を規定している。公休日とは、公休日として指示されたすべての日である。指示する主体は、構成国または共同体機関である。それ故、構成国によって公休日が異なるのである。ここではオーストリア、ドイツ、フランス、イギリスが定める公休日を概観しておくことにする。<sup>(161)</sup>

オーストリアにおいて、公休日は、聖金曜日と法定休日であるとする。法定休日には、たとえば、1月1日（元旦）、1月6日（エピファニー）、復活祭の翌日の月曜日、5月1日（メイデー）、キリストの昇天祭、聖霊降臨祭の翌日の月曜日、聖体の祝日、8月15日（聖母マリア被昇天祭）、10月26日（国民祝祭日）、11月1日（諸聖人の祝日）、12月8日（無原罪の御宿りの祝祭日）、12月25日（クリスマス）、12月26日（聖ステパノの祝日）が含まれるとする。

ドイツの公休日はオーストリアとほぼ同じであるが、復活祭の日、聖霊降臨祭の祝日、10月3日（ドイツ統一の日）、10月31日（宗教改革の日）、懺悔の日が追加される。10月26日（国民祝祭日）と12月8日（無原罪の御宿りの祝祭日）はオーストリア特有の公休日である。

フランスの公休日は、一般的な公休日として、1月1日（元旦）、復活祭

(161) 欧州連合のホームページ

([http://ec.europa.eu/civiljustice/time\\_limits/time\\_limits\\_aus\\_en.htm](http://ec.europa.eu/civiljustice/time_limits/time_limits_aus_en.htm))

([http://ec.europa.eu/civiljustice/time\\_limits/time\\_limits\\_ger\\_en.htm](http://ec.europa.eu/civiljustice/time_limits/time_limits_ger_en.htm))

([http://ec.europa.eu/civiljustice/time\\_limits/time\\_limits\\_fra\\_en.htm](http://ec.europa.eu/civiljustice/time_limits/time_limits_fra_en.htm))

([http://ec.europa.eu/civiljustice/time\\_limits/time\\_limits\\_eng\\_en.htm](http://ec.europa.eu/civiljustice/time_limits/time_limits_eng_en.htm))

([http://ec.europa.eu/civiljustice/time\\_limits/time\\_limits\\_sco\\_en.htm](http://ec.europa.eu/civiljustice/time_limits/time_limits_sco_en.htm))

([http://ec.europa.eu/civiljustice/time\\_limits/time\\_limits\\_nir\\_en.htm](http://ec.europa.eu/civiljustice/time_limits/time_limits_nir_en.htm))

([http://ec.europa.eu/civiljustice/time\\_limits/time\\_limits\\_gib\\_en.htm](http://ec.europa.eu/civiljustice/time_limits/time_limits_gib_en.htm))

の翌日の月曜日、5月1日（メイデー）、5月8日（第2次大戦戦勝記念日）、キリストの昇天祭、聖霊降臨祭の翌日の月曜日、7月14日（革命記念日）、8月15日（聖母マリア被昇天祭）、11月1日（諸聖人の祝日）、11月11日（第1次大戦休戦記念日）、12月25日（クリスマス）であるとする。特別な公休日として奴隷制廃止記念日があるとする。これは一部の地域だけで認められている。たとえば、Guadeloupeでは5月27日、Guyanaでは6月10日、Martiniqueでは5月22日、Réunionでは12月20日、Mayotteでは4月27日であるとする。また、Alsace-Moselleでは、クリスマスの贈り物の祝日と聖金曜日が特別な公休日として認められているとする。

イギリスのイングランドとウェールズでは、1月1日（元旦）、聖金曜日、復活祭の翌日の月曜日、5月最初の月曜日（Early May Bank Holiday）、5月最後の月曜日（Spring Bank Holiday）、8月最後の月曜日（Summer Bank Holiday）、12月25日（クリスマス）、12月26日（クリスマスの贈り物の祝日）が公休日であるとする。スコットランドでは、1月2日が追加されるが、復活祭の翌日の月曜日が公休日ではないとする。北アイルランドでは、イングランドとウェールズと比較して、3月17日（聖パトリックの祝日）、復活祭後の火曜日、7月12日および13日（July Bank Holidays）が追加されるが、聖金曜日が公休日ではないとする。ジブラルタルでは、イングランドとウェールズと比較して、3月第2月曜日（英連邦記念日）と9月10日（国民祝祭日）が追加されるとする。

以上のように、公休日はそれぞれの国および地域によって異なることが明らかである。このような傾向は、オーストリア、ドイツ、フランス、イギリス以外でも同様である。

#### 4. 6. 2. 3 取引慣行と広告に関する指令

その他の指令における消費者への情報提供において後述すべきテーマとして、不公正な取引慣行の場合と誤解を与える広告の場合を指摘した。また、これらの場合とは別に、価格の指示の場合を指摘した。

したがって、ここでは、域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令、誤解を与える比較広告に関する2006年の指令、消費者に提供される商品の価格の指示における消費者保護に関する1998年の指令および関連事項についてより詳細に論ずることとする。<sup>(162)</sup>

#### 4. 6. 2. 3. 1 域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令

域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令<sup>(163)</sup>の第1章は一般規定で、第1条乃至第4条で構成されている。当該指令第1条は目的規定で、域内市場の適切な機能と高いレベル消費者保護を目標としている。

当該指令第2条は法概念の定義規定で、消費者、事業者、商品、事業者対消費者の取引慣行、実質的に消費者の経済行為を歪めること、行為規範、行為規範の所持者、専門的な注意義務、購入の誘因、不当な影響、取引の決定、規制される職業に関する定義を行っている。

当該指令第3条は適用範囲に関する規定で、第3条第1項は当該指令の名称が示すように、事業者と消費者間の不公正な取引慣行を適用の対象としている。不公正な取引慣行が行われる時期は、取引行為が行われるすべての時

(162) 欧州連合のホームページ

([http://europa.eu/legislation\\_summaries/consumers/consumer\\_information/132011\\_en.htm](http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/consumer_information/132011_en.htm))

([http://europa.eu/legislation\\_summaries/consumers/consumer\\_information/132010\\_en.htm](http://europa.eu/legislation_summaries/consumers/consumer_information/132010_en.htm))

([http://ec.europa.eu/justice/consumer-marketing/unfair-trade/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/justice/consumer-marketing/unfair-trade/index_en.htm))

(163) Directive 2005/29/EC of the European Parliament and of the Council of 11 May 2005 concerning unfair business-to-consumer commercial practices in the internal market and amending Council Directive 84/450/EEC, Directives 97/7/EC, 98/27/EC and 2002/65/EC of the European Parliament and of the Council and Regulation (EC) No 2006/2004 of the European Parliament and of the Council ('Unfair Commercial Practices Directive') (Text with EEA relevance)

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32005L0029:EN:NOT>)

間を意味する。このことは、第3条第1項における取引行為の前後だけでなく、取引行為の間という文言から明らかである。不公正な取引慣行の具体例は、第5条に規定されている。第5条は、不公正な取引慣行の禁止を規定している。

第3条第2項は契約の有効性、成立、効果との関係を規律内容とするもので、これらを含む契約法と抵触しないとすることから斟酌すると、不公正な取引慣行は禁止するが、契約自体の存続は契約法の観点から判断することを意味していると推測できる。

第3条第3項は商品の健康および安全面に関する共同体法または構成国法との関係を問うているもので、第2項と同様の観点、すなわち、不公正な取引慣行は禁止するが、商品の健康および安全面は共同体法または構成国法の観点から判断することを意味していると推測できる。

第3条第4項は当該指令とその他の共同体法との優先順位を規定するもので、その他の共同体法が優先するとするので、当該指令は一般法の位置づけとなるであろう。

第3条第5項は当該指令と当該分野の構成国法との関係を定めるもので、2007年6月12日から6年間という期間限定があるが、最低調和条項を有する当該指令よりも制限的または規範的な構成国法の継続的適用を承認している。

第3条第6項は、欧州委員会への構成国法の通知義務を規定している。第3条第7項は当該指令と裁判管轄権のルールとの関係を規定し、第2項および第3項の趣旨と同様に、裁判管轄権のルールはそれ自体の観点から判断されるものと推測できる。

第3条第8項は、当該指令が規制される職業を規律する義務論的な行為規範等に抵触するものではないとする。第3条第9項は、金融サービスや不動産の分野で当該指令よりも制限的または規範的な構成国法を承認している。第3条第10項は適用されない事項を定め、非常に高価な金属の物品の精細さに関する基準の認証と指定に関する法律等を除外している。

第4条は、当該指令とサービスの提供の自由および物の自由移動との関係

を定めている。当該指令によって、サービスの提供の自由の制限および物の自由移動の制限という効果が生じないとする。

第2章が不公正な取引慣行で、第5条乃至第9条から構成される。これらの諸規定が当該指令の中心規定である。

第5条第1項は、不公正な取引慣行が単に禁止されることだけを定めている。不公正さの判断基準は、第5条第2項で規定されている。この規定によれば、2個の基準がある。1つは、専門的な注意義務違反である。もう1つが、経済行為の実質的な侵害または侵害可能性である。経済行為の担い手は、平均的な消費者またはグループの平均的なメンバーとする。これらの者たちの経済行為が不公正な取引慣行によって侵害されることが問題となるのである。経済行為の実質的な侵害可能性については、第5条第3項に特別規定がある。

第5条第3項は特に被害を受けやすい消費者の場合が問題となっていて、経済行為を実質的に侵害する可能性のある取引慣行の判定は同様に、グループの平均的なメンバーを基準としている。ただし、その判定において共通の正当な広告活動は対象外とする。

第5条第4項も、不公正な取引慣行に関する特別規定である。誤解を招く行為と攻撃的な行為である場合は、不公正であると判定される。誤解を招く行為の具体例は、第6条および第7条である。攻撃的な行為の具体例は、第8条および第9条である。

第5条第5項は、一般的に不公正と判定される取引慣行を列挙する付属書Iについて定めている。

第6条第1項は、誤解を招く取引慣行の条件を規定している。この条件とは、誤った情報であって真実でないこと、または、平均的な消費者を騙すまたは騙す可能性があることで、これらが消費者の取引行為の決定との間に因果関係があることが必要とされている。

誤解を招く行為の要素は、第6条第1項の(a)乃至(g)に列挙されている。すなわち、商品の存在または性質、商品の主要な特徴、事業者の約束の範囲等、

価格または価格の計算方法等、サービス等の義務、事業者またはその代理人の性質・属性・権利、消費者の権利または危険である。

第6条第2項も、誤解を招く行為と判定される条件に関する規定である。この条件とは、平均的な消費者を基準として、誤解を招く行為と取引行為の決定との間に因果関係があることに加えて、他の商品等と混乱を生じさせる商品の販売や、行為規範の約束を遵守していないことである。

第7条第1項は、第6条と同様に取引慣行が誤解を受ける場合であるが、不作为の場合を規定している。誤解を与えると評価される条件は、平均的な消費者が必要とする重大な情報を欠如し、このことが取引の決定と因果関係があったことである。

第7条第2項は、誤解を与える不作为の場合を追加している。たとえば、事業者の隠す行為、不明瞭な・理解できない・曖昧な・時期を失した情報提供、取引の意思の不確認の場合で、これらが取引の決定と因果関係があることである。

第7条第3項は、情報の欠如の判断基準の1つで、取引慣行の伝達手段が場所と時間の制限を課している場合におけるこの制限と他の手段による情報提供の措置が判断基準として挙げられている。

第7条第4項は、購入の誘引の場合における重大な情報を列挙している。たとえば、商品の主要な特徴、事業者の住所と身元等、税金を含めた代金等、支払いや引渡し等の取り決め、撤回権等である。

第7条第5項は、付属書IIに挙げられているリストも重大な情報であるとする。付属書IIにおいて他の指令の条項が指摘されていて、この条項に規定された情報が提供されるべきとするのである。

第8条は攻撃的な取引慣行に関する規定で、攻撃的であると評価される基準は、ハラスメント・物理的な力を含む強制・不当な影響力を行使すること、平均的な消費者の選択権や行動の自由に対する重大な侵害があること、これらが取引の決定と因果関係があることである。

ハラスメント・物理的な力を含む強制・不当な影響力を行使することにつ

いては、第9条で規定されている。当該規定は、それらの条件を示している。たとえば、タイミング・場所等、威嚇等の利用、消費者の判断を侵害するための不幸等の悪用、重荷になる不釣り合いな契約外の障害等、不当に訴えを提起するという脅しである。これらの条件のすべてを満たす必要があるのか否かは明記されていない。

第3章は行為規範に関する規定で、第10条だけで構成される。第10条は、当該指令と行為規範等の関係を規律している。すなわち、不公正な取引慣行のコントロールを行為規範の所持者に委ねてもよいことと、第11条に規定された人または団体への訴求可能性も認めていることに特色がある。

第4章は最終規定で、第11条乃至第21条から構成される。第11条は実施規定で、詳細な規定を定めている。

第11条第1項は、不公正な取引慣行を撲滅する相当で効果的な手段を設けることを構成国に委ねている。この手段の1つとして人または団体の役割が指摘されている。人または団体の権能を法律上の訴訟提起権と行政機関への提訴と捉えて、いずれの権能を採用するのか、または、裁判所や行政機関に事前に他の手段の手続を先行させる資格を与えるのかは、構成国に委ねられるとする。さらに、これらの手段の相手方となるものを個々の事業者とするのか事業者全体とするのか、法律違反の行為規範の所持者も相手方とするのかも、構成国に委ねられている。したがって、この点の相違が構成国間で生じることになるであろう。

第11条第2項は、不公正な取引慣行の中止または禁止の命令、または、当該中止または禁止の命令のための訴訟手続の開始に関する権能を裁判所または行政機関が持つことを構成国に委ねている。この禁止の場合は、不公正な取引慣行がなされていない場合を指している。さらに、迅速手続の措置の効果を暫定的なものとするのか確定的なものとするのかも、構成国に委ねられている。また、裁判所または行政機関に不公正な取引慣行の中止を命ずる最終決定を公表するのかまたは加えて訂正の文言を含んだものを公表するのかを構成国に委ねている。したがって、第1項と同様に、この点の相違が構成



国間で生じることになるであろう。

第11条第3項は、第1項の行政機関の特質に関する規定である。この特質とは、公平性、決定の遵守をモニターし実行するための権限、決定のための理由づけの提示であるとする。行政機関だけが第2項の権限を行使する場合における条件があるとする。これは当該決定の理由づけの提示である。その不適切で不合理な権限の行使は司法審査の対象であるとする。

第12条は、構成国が裁判所と行政機関に請求の証明に関する権限を付与することに関する規定である。すなわち、それは、裁判所と行政機関は事業者の取引慣行についての事実の請求が間違いのないことを証明する証拠の提出を求める権限と、当該請求に間違いがあることを判断する権限であるとする。

第13条は、当該指令に基づく構成国法の違反に対する刑罰と、その実施のための措置について規定している。

第14条は、1984年の指令の修正に関する規定である。第15条は、1997年の指令および2002年の指令の修正に関する規定である。第16条は、1998年の指令および2004年の規則の修正に関する規定である。第17条は、当該指令に基づく構成国法および行為規範の消費者への情報提供に関する規定である。第18条は、当該指令の再検討に関する規定である。第19条は、当該指令の置き換えに関する規定である。第20条は、当該指令の施行時期に関する規定である。第21条は、当該指令の名宛人に関する規定である。

#### 4. 6. 2. 3. 2 域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令と他の指令等との関係

域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令は、第14条、第15条、第16条で規定されているように、関連する規則および指令を改正したものである。また、当該指令の付属書IIで示されているように、消費者に提供される情報に関して、他の多くの指令が参照されている。さらに、当該指令に関連する消費者利益の保護のための差止命令に関する1998年の指令や文書もある。したがって、これらの規則および指令等につ

いて概観しておくことが、当該指令の理解にとって役立つであろう。

4. 6. 2. 3. 2. 1 域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令第14条・第15条・第16条における規則および指令との関係

当該指令第14条は、当該指令を誤解を与える広告に関する1984年の指令の修正として捉えている。

1984年の指令第1条の修正として、消費者の保護や公衆の利益が削除されていることと、比較広告が許される条件の策定が目的として含まれることになったことが特徴的である。

1984年の指令第2条第3号は「人」に関する定義規定であったが、その修正として事業者概念に置き換えられることになった。また、新たに第4号として行為規範の所持者に関する定義規定が定められることになった。

1984年の指令第3条の修正として、比較広告が許される条件の策定が目的として含まれることになったことに対応して、比較広告が許される条件が定められた。さらに、(a)乃至(h)の8個の条件の改正が行なわれた。

1984年の指令第4条第1項の修正として、比較広告が許される条件の策定が目的として含まれることになったことに対応して、比較広告の諸規定の遵守の実施や、比較広告の規制という文言が追加された。その他に、消費者や一般公衆という概念がなくなり、事業者の概念が導入された。新たに、その他の修正点として、法的手段の相手方について個々の事業者とするのかまたは事業者全体とするのか、法律違反の行為規範の所持者を相手方にするのかを構成国に委ねる規定を追加したことである。

1984年の指令第7条の修正として、消費者と一般公衆の概念が削除され、事業者と競争者に変更された。

当該指令第15条は、当該指令を遠隔地契約に関する消費者保護についての1997年の指令の修正として捉えている。

1997年の指令第9条の修正として、消費者による事前の注文なしに物また

はサービスを提供することを禁止する文言を削除し、域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令にある不招請販売の禁止を採り上げて規定した。

当該指令第15条はまた、当該指令を消費者金融サービスの遠隔販売に関する2002年の指令の修正として捉えている。

2002年の指令第9条の修正として、同様に、消費者による事前の要求なしに金融サービスを提供することを禁止する文言を削除し、域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令にある不招請販売の禁止を採り上げて規定した。

当該指令第16条は、当該指令を消費者の利益のための差止命令に関する1998年の指令の修正として捉えていた。

1998年の指令の付属書第1号の修正として、誤解を与える広告に関する1984年の指令の代わりに、域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令を採り上げていた。

当該指令第16条はまた、当該指令を消費者保護法の実施に責任を負担する構成国の機関の間の協力に関する2004年の規則の修正として捉えていた。

2004年の規則の付属書の追加として、域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令を採り上げていた。

#### 4. 6. 2. 3. 2 域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令の付属書IIにおける指令との関係

当該指令の付属書IIは、当該指令第7条第5項との関連で、消費者に提供される情報に関して当該指令以外の多くの指令を指摘している。これらの指令を述べるが、その制定時点以降にこれらの指令の中で改正されたものがあることを留保しておく。

たとえば、遠隔地契約に関する消費者保護についての1997年の指令第4条と第5条が採り上げられている。第4条は、契約の前に消費者に提供される

情報に関する規定である。第5条は、第4条第1項(a)乃至(f)の情報の書面による確認書または利用可能でアクセスできる別の継続的保存手段による確認書の受領に関する規定である。当該規定において、必ず提供されなければならない情報が指摘されている。

パック旅行、パック休暇、パックツアーに関する1990年の指令第3条が採り上げられている。第3条は、パック旅行に関する説明書や代金その他の契約条件が誤解を与えるものでないこと、パンフレットが読みやすく理解できる正確な方法で書かれていること、パンフレットが代金と(a)乃至(g)に関する7個の適切な情報を含んでいることを規定している。パンフレットにおける特別事項の拘束力の条件も定めている。

タイムシェアに基づき不動産の利用権の購入に関する契約の特定の側面に関する購入者の保護についての1994年の指令の第3条第3項が採り上げられていて、当該条項は不動産に関する広告の条件について定めている。この条件とは、第3条第1項の書面の入手可能性と入手場所である。

消費者に提供される商品の価格の指示における消費者の保護に関する1998年の指令の第3条第4項が指摘されている。当該条項は広告に関する規定で、第1条の商品の価格について第5条の単位価格の表示も条件としている。

人間が利用する医薬品に関する共同体の法体系についての2001年の指令の第86条乃至100条が指摘されている。当該条項は、医薬品の広告に関する諸規定である。

域内市場における情報社会サービス、特に電子商取引の法的側面に関する2000年の指令の第5条および第6条が挙げられている。すなわち、第5条第1項は、サービス提供者が情報の提供方法と提供すべき情報に関して規定している。情報の提供方法とは、サービスの受領者に対するアクセスの容易さ、直接性、永続性である。提供すべき情報とは、(a)乃至(g)の7個の情報である。第5条第2項は代金に関する規定で、明瞭な表示の仕方と税金および配達費用の表示方法に言及している。第6条は、取引上の通信において必要とされる(a)乃至(d)の4個の条件を示している。

消費者信用に関する1987年の指令を修正する1998年の指令の第1(d)条が指摘されている。当該条項は、1987年の指令の第3条を修正する形で、広告または営業所における申し込みに際して料金の年率の説明を代表事例を示して行うことを求めている。

消費者金融サービスの遠隔販売に関する2002年の指令の第3条および第4条が指摘されている。第3条第1項は、契約の締結前に消費者に提供される情報として、供給者、金融サービス、遠隔契約、救済手段に関する詳細な情報を提供すべきとする。第3条第2項は情報の提供の仕方に関する規定で、明瞭性、理解可能性、遠隔通信手段に適した方法を規定している。第3条第3項は、電話の音声通信の場合における情報提供の内容と提供の仕方に関する規定である。第3条第4項は、契約前に伝えられた契約上の義務に関する情報と実際の契約後の義務との一致を求めている。第4条は、第3条第1項以外の追加情報の適用可能性、当該指令よりも厳格な情報提供の条件の導入、構成国法の欧州委員会への通知等を定めている。

譲渡証券における集団投資のための事業に関する1985年の指令を修正する2002年の指令の第1条第9項が挙げられている。当該条項は第28条の修正に関する規定で、簡易な目論見書と完全な目論見書のそれぞれまたは両方における投資家にとって必要な情報と書面等による提供の仕方について規定している。

保険の仲介に関する2002年の指令の第12条および第13条が採り上げられている。第12条は、契約前や契約の修正または更新の際に保険の仲介業者が提供する情報の内容を規律している。第13条は、第12条に基づく情報の提供の仕方に関する規定である。

生命保険に関する2002年の指令の第36条も指摘されていて、当該条項は契約前に保険証券所持者に提供される情報について規定している。その際に、付属書Ⅲに挙げられている情報が援用されている。

金融証券の市場に関する2004年の指令の第19条が挙げられている。第19条は、投資会社が顧客に提供すべき情報を定めている。

生命保険以外の直接保険に関する1992年の指令の第31条および第43条が指摘されている。第31条は、保険契約前に保険者が保険証券所持者に対して提供すべき情報で、準拠法と苦情処理の協定に言及している。第43条は、保険証券所持者に提供すべき保険者の事務所等の情報について規定している。

証券が公衆に提供されるかまたは取引のために許可される際に発行される目論見書に関する2003年の指令の第5条、第7条、第8条が採り上げられている。第5条は、目論見書に掲載される情報に関する規定である。第7条は、目論見書における特別な情報に関する措置や目論見書の形態等について定めている。第8条は、目論見書になくてはならない情報が欠如していた場合に関する措置を定めている。

#### 4. 6. 2. 3. 2. 3 消費者利益の保護のための差止命令に関する1998年の指令

消費者利益の保護のための差止命令に関する1998年の指令は、<sup>(164)</sup>当該指令第1条の適用範囲に関する規定からわかるように、当該指令第2条に規定された差止命令の訴えに関するもので付属書に掲載されている指令にある消費者の集団的利益の保護を目的としている。

しかし、付属書のリストを読む限り、当該指令の制定時には域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令はなかった。その後、付属書の修正が行われて、域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令が追加されたのである。したがって、事業者と消費者間の不公正な取引慣行は差止命令の訴えの対象となったのである。

消費者利益の保護のための差止命令に関する1998年の指令の中心規定は第2条で、差止命令の訴えの内容を規定している。第3条は、訴えを起こせる

(164) Directive 98/27/EC of the European Parliament and the Council of 19 May 1998 on Injunctions for the Protection of Consumer's Interests (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1998:166:0051:0055:EN:PDF>)

適格団体に関する規定である。第4条は、共同体内の指令に違反する侵害事件の特則である。第5条は、事前の協議に関する規定である。第6条は、報告書の提出に関する規定である。第7条は、適格団体その他の団体へのより広範な権利の付与に関する規定である。第8条は、実施規定である。第9条は、当該指令の施行期日に関する規定である。第10条は、当該指令の名宛人に関する規定である。

2009年には、消費者利益の保護のための差止命令に関する新たな指令が成立した。<sup>(165)</sup>2009年の指令は、もちろん域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令を対象としている。

消費者利益の保護のための差止命令に関する指令については、「8. 消費者の権利の執行と救済方法」の個所で詳しく論ずることとする。

#### 4. 6. 2. 3. 2. 4 欧州委員会の文書

欧州連合における消費者保護に関するグリーン・ペーパーが2001年に公表された。<sup>(166)</sup>当該文書は、公正な取引慣行に関する一般的枠組みを検討していた。これに関連して、誤解を与え人を騙す取引慣行に関する一般的枠組みや、任意の多量の情報と小文字の印刷の過度の利用のような情報提供のあり方に言及していた。

当該グリーン・ペーパーの公表後に、欧州連合における消費者保護に関するグリーン・ペーパーに対するフォローアップ文書が2002年に作成された。<sup>(167)</sup>当該文書は、公正な取引慣行に関する枠組指令の内容を示していた。

---

(165) Directive 2009/22/EC of the European Parliament and of the Council of 23 April 2009 on Injunctions for the Protection of Consumer's Interests (Codified Version) Text with EEA Relevance.  
(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32009L0022:EN:NOT>)

(166) Commission of the European Communities, Green Paper on European Union Consumer Protection, Brussels, 2. 10. 2001, COM (2001) 531 final,  
(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2001:0531:FIN:EN:PDF>)



枠組指令の基本原則は、取引慣行の公正さと消費者の不利益テストの実施であった。取引慣行の公正さまたは不公正さの判断枠組みの中に、誤解を与える取引慣行、情報開示、力の行使・ハラスメント・強要・不当な影響力の行使、販売後の支援と苦情処理、行為規範を含めていた。その他に、実例を示したリストを作成するように求めていた。

これらの2個の文書が、域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する2005年の指令の形成に影響を与えていた。

消費者政策戦略2002年－2006年に関する欧州委員会の文書が2002年に公表された。<sup>(168)</sup>当該文書は、欧州連合における消費者保護に関するグリーン・ペーパーを引き合いに出し、消費者保護指令の再検討にも言及していた。

2002年の文書の続きとなる、EU 消費者政策戦略2007年－2013年に関する2007年の欧州委員会の文書が出された。<sup>(169)</sup>当該文書は、2005年に成立した域内市場における事業者と消費者間の不公正な取引慣行に関する指令の国内法化に言及していた。

---

(167) Commission of the European Communities, Communication from the Commission, Follow-up Communication to the Green Paper on European Union Consumer Protection, Brussels, 11. 6. 2002, COM (2002) 289 final.

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2002:0289:FIN:EN:PDF>)

(168) Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions, Consumer Policy Strategy 2002-2006, Brussels, 7. 5. 2002, COM (2002) 208 final.

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2002:0208:FIN:EN:PDF>)

(169) Commission of the European Communities, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the Economic and Social Committee, EU Consumer Policy Strategy 2007-2013, Empowering consumers, enhancing their Welfare, effectively protecting them, Brussels, 13. 3. 2007, COM (2007) 99 final.

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0099:FIN:EN:PDF>)